

第1日目(6月9日)

議長(峠 佳一君) おはようございます。ただいまから平成21年6月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

議長 ただいまの出席議員数は28名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、上村一郎君より入院治療のため欠席、阿部俊夫君よりけが療養のため欠席の届が出ております。これを許します。

また、副市長より非核平和リレー行進に対する激励あいさつのため午前10時40分ごろから20分程度中退の届、塩沢市民センター長より葬儀のため午前中欠席の届が出ております。これを許します。

(午前9時28分)

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、議席番号1番・佐藤 剛君、及び議席番号2番・今井久美君の両名を指名いたします。

(「了承」の声あり)

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本定例会の会期については、去る6月3日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては、本定例会の会期は本日6月9日から6月19日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日6月9日から6月19日までの11日間と決定いたしました。

議長 これより表彰伝達式を行います。この表彰は全国市議会議長会表彰規定に基づき表彰を受けるものであります。被表彰者の氏名を事務局長に朗読させます。

なお、ここで皆さんにお断りしておきますけれども被表彰者の阿部俊夫君は、本日欠席であります。したがって最終日に伝達式をと検討もいたしましたけれども、本人から予定どおり初日にやってくださいと強い要望がありました。したがって阿部俊夫君の伝達は省かせていただきますのでよろしく願いをいたします。

議会事務局長 それでは被表彰者のお名前を朗読させていただきます。

なお、敬称は略させていただきます。恐縮でございますがお名前を申し上げましたら前の方にお進みをいただきたいと思います。

全国市議会市長会表彰規定に基づき表彰を受けた者、阿部俊夫、市議会議員在職10年以上表彰であります。和田英夫、同じく在職10年以上表彰であります。以上2名の方が表彰を受けられました。大変おめでとうございます。では和田議員様、前の方へお進みいただきたいと思います。

議長 表彰状、南魚沼市、和田英夫殿。あなたは市議会議員として10年、市政

の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第85回定期総会にあたり今回表彰規定により表彰いたします。平成21年5月27日、全国市議会市長会会長五本幸正代読。どうもおめでとうございます。

(拍手)

議長　　ここで市長より祝辞をお願いいたします。

市長　　皆さんおはようございます。それでは全国市議会議長会から永年勤続表彰を受けられましたお二人に祝辞を申し上げたいと思っております。和田議員、そして阿部議員いらっしゃいませんけれども、このたびの受賞を心からお祝い申し上げます。本当におめでとうございます。市民とともに心から皆さん方にお祝い申し上げたいと思っております。そして長年にわたり市の発展にご尽力をいただきましたことに対し、深く感謝を申し上げるところであります。このたび、表彰をお受けになりましたお二人はその円満なる人格、そして市政に対する熱意により市民の厚い信頼を受けられ、町議会議員から通算して、和田議員におかれましては16年以上の長きにわたり、阿部議員は21年以上ということであります。この長きにわたり在職されましてその豊富な経験と卓越した手腕を生かされ、終始一貫、市政の円滑な運営と健全なる発展にご努力を賜ったところあります。

和田議員におかれましては市議会副議長を始め、大和町議会厚生企業委員長、町村合併調査研究特別委員長、そして阿部議員におかれましては六日町議会議長、南魚沼郡広域連合議会議長これらの要職を経験、経験されてまいったわけであります。それぞれ先ほど申し上げましたように豊かな執権と卓越した手腕を持って議会の円滑な運営に努め、多大なご貢献をなされたわけであります。そのご功績に対しまして改めて敬意を表する次第であります。

未曾有の不況という大変厳しい状況ではありますが、私たち基礎自治体が組織力を強化し、真に国県との対等な関係を築きながら現場からの視点で意見を述べることにより、地方が主役の国づくり、これを実現できるものと考えているところであります。地方が果たす役割がますます大きくなる時代にあって、地方自治の健全なる発展のために地方議会の使命もますます重要になってきております。

当市におきましても魚沼の中核として重大な役割を担うことになり、議員の皆様方の使命はまことに大きなものがあるかと思っております。お二人には今後ともご自愛いただきまして、南魚沼市発展のためにさらにお力添えを賜りますようお願い申し上げますとともに、このたびの受賞を心からお祝い申し上げ、粗辞でございますけれども祝辞とさせていただきます。大変おめでとうございます。

(拍手)

議長　　被表彰者の和田英夫君より謝辞をお願いいたします。ご登壇してお願いいたします。

和田英夫君　　定例会初日のこの貴重な時間の中でこのような時間を設定していただきまして大変ありがとうございました。今ほどありましたように全国市議会議長会それから過日、北信越の市議会議長会からも表彰を受けたわけではありますが、この表彰を受けられる

ということは多くの町民、そして市民のまさに温かいご支援とご指導のたまものであるというふうに深く感謝を申し上げるところであります。

加えて井口市長、峠議長を始め、その時、その時の町長あるいは同僚議員、そして関係担当部課長、職員の皆様方の、立場は立場として温かいご指導ご支援をいただいたことについても厚く御礼を申し上げるところであります。

先ほど市長のあいさつにもありましたが、この表彰の意味合いをしっかりと受け止めながら、これからの市政発展のために議会活動あるいは議員活動、思いを新たにに取り組んでいきたいとこのようにも思っているところであります。変わらぬ皆様方のご指導をよろしく願いしながら一言御礼のあいさつといたします。大変どうもありがとうございました。

(拍手)

議長 なお、今ほど和田英夫君よりお話がありましたけれども、阿部俊夫君、和田英夫君のご両名におかれましては、去る4月22日に北信越市議会議長会より同様の表彰を受けられました。この場をお借りしまして皆さんにご報告を申し上げます。

(拍手)

議長 以上で表彰伝達式を終わります。後片づけのために暫時休憩をいたします。そのままお待ちください。

(午前9時41分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時42分)

議長 日程第3、諸般の報告及び監査結果の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

議長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。

市長 改めましておはようございます。本日からまた6月定例議会ということであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。議会の初日に当たりまして平成21年6月定例会についての所信の一端を申し上げさせていただきたいと思っております。

平成21年6月定例会の開会に当たり、議員各位のご健勝をおよこび申し上げます。また、日ごろ市政に対し大変なご尽力をいただいておりますことに対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに感謝を申し上げます。

ここで、3月定例会以降の経過等についてご報告を申し上げます。

はじめに保健・医療・福祉についてであります。

4月下旬にメキシコで発生が確認された新型インフルエンザの対応は、4月30日に南魚沼市新型インフルエンザ対策本部及び保健課内にコールセンターを設置して市民の一般相談を受けるとともに、海外渡航歴及び国内発生地への旅行歴等のある発熱等有症相談者については聞き取りの上、本人の同意を受け南魚沼保健所に連絡し、感染拡大の防止に努めてまいりました。今後は、国内まん延期及び今秋からの 今秋は秋であります インフルエンザ流行時期に対応すべく関係機関と情報の共有及び連携を密にしながら対応してまいりたい

と考えております。特に発熱外来等医療体制につきまして、市内の医療機関及び郡市医師会に協力を要請してまいる所存であります。

魚沼基幹病院（仮称）でありますけれどもこれにつきましては、4月20日開催の第4回魚沼地域医療整備協議会で、「魚沼基幹病院（仮称）と再編後の医療体制について」の地元素案を策定し、5月11日に新潟県知事に提出してまいりました。今後は、整備基本計画の策定、基本設計へと進むものと考えられますが、要望すべき点については今後ともきちんと要望しながら、1日も早い開院を望むところであります。

ふれ愛支援センターにつきましては、3月19日に補強改修工事が竣工し、4月1日に利用団体等関係者出席のもと開所式を行いました。指定管理者の南魚沼シルバー人材センターとも連携し、有効な施設運営を行ってまいります。

障がい者福祉の関係では、平成21年度から3年を計画期間とする、第2期障がい福祉計画を策定いたしました。第1期計画の現状把握と地域における課題等を踏まえ、第1として障がい者の地域移行の促進、第2として一般就労への支援、第3として相談支援体制の充実を柱としているところであります。

高齢者福祉の関係では、3月26日認知症モデル事業の一環として、浦佐地内において認知症所在不明者搜索模擬訓練を行いました。当日は、南魚沼警察署、消防大和分署、地元行政区、介護事業所など52人の参加をいただき、事前に搜索手順を承知しておくことと、早期の搜索願いの提出及び関係機関との連携が重要であることが確認されたところであります。

これに加えまして災害に強い安全と安心のまちづくりの取り組みとして、平成20年度に災害時要援護者避難支援制度及び個別支援計画策定マニュアルを策定しました。これを受けて、4月に開催されました行政区長会及び民生委員児童委員協議会において、災害時要援護者個別支援計画の策定を依頼いたしました。平時に対象者の確認及び支援者の指定を行い、災害時は、安否確認や避難支援により、被害の軽減を図ることに活用してまいりたいと思っております。

ゆきぐに大和病院では、5月1日付で内科常勤医師1名を採用いたしました。医療の充実と質の向上に努めてまいりたいと思っております。また、病院機能評価の取得に向けて、カルテのA4版化を実施しております。今後は、施設の改修や組織の見直し等、機能評価の取得に向けた準備を進め、安全、安心な医療の提供に努めてまいります。

城内診療所につきましては、高橋聡先生を所長として迎え、4月1日から19床の有床診療所として再スタートいたしました。開所から2カ月余りが経過いたしましたが、ゆきぐに大和病院を始め南魚沼郡市医師会、及び他医療機関のご支援をいただき、順調に運営しております。引き続き医療の充実を図り、地域の皆様に安全、安心を提供すべく努めてまいります。

次に教育・文化についてであります。

五十沢地区の小学校統合につきましては、今年度第1回目の統合協議会を開催し、統合小学校の校歌、校章、教育計画、記念事業などの方向付けを協議いただきました。建設につき

ましては買収敷地の造成をほぼ完了し、現在、建築確認申請中であり、確認が下り次第に入札を行い議会にお諮りしたいと考えております。

塩沢地区給食センターは、実施設計・入札が予定どおり進んでおり、今後は平成22年度の2学期から給食提供を開始する予定で進めてまいります。

教育課程特例校事業では、多くの市民の皆さんから人材バンクにご登録をいただき、国際大学留学生とともに、本年度から市内全小学校に拡大した国際理解教育にご協力をいただくことになりました。改めてご協力に御礼と感謝を申し上げますところであります。

次に環境共生についてであります。

新エネルギーの活用についてであります。このたび先導的事業として国土交通省の補助金を受け「地下水熱利用融雪システム」の実証事業を行うことといたしました。この事業は、既設の廃井戸を利用して地熱による屋根融雪を行うものであり、地盤沈下防止のための揚水量削減に役立つだけでなく、CO₂の排出量が少ないシステムとしても大いに期待できることから、この地熱利用の実験を注目していきたいと考えております。

現在、地盤沈下の調査用井戸で深い粘土層の状況を観測できるものがなく、地下水位と地盤沈下の関連性を示すデータがございません。平成18年度に環境省の委託事業として行いました「地盤沈下低減対策検討調査」を受けまして、環境省には深層部も含めた調査用井戸の設置による全体像の調査をお願いしてきたところであります。現在、調査用井戸としては、南魚沼市所有の深度が比較的浅い60メートルが2本ありますけれども、今回環境省による事業として、岩盤に達するまでの深度が最も深いとされる地域の北辰小学校の一角に、深度190メートルの調査用井戸を新たに設置し調査及びデータ分析を行う予定であります。これによりまして、深層部と比較的浅い層との沈下の比較ができることになり、今後の地盤沈下対策に役立ててまいります。それぞれ関連する予算を計上いたしましたのでよろしく願いいたします。

可燃ごみ処理施設から排出される熔融スラグにつきましては、平成21年3月12日付で日本品質保証機構JQAからJIS-A-5032の認証を得ることができました。このことにより、安全性については公的機関から証明を得ることができましたので、積極的な利用を検討していきたいと考えております。

長年の課題でありました旧炉の解体作業につきましては、本年度中の解体完了を見込んでおり、工事に着手したところであります。周辺環境への配慮と作業の安全性につきましては、十分な対応を行い事故のないよう進めてまいりたいと思っております。

次に都市基盤についてであります。

国土交通省では平成21年度に事業実施する予定の新設・改築事業につきまして、走行時間短縮、走行経費減少及び交通事故減少の3便益による費用便益比、B/Cであります。この点検を実施した結果、この値が1以下の事業については、平成21年度事業執行を当面見合わせることにし、速やかに、コスト縮減など事業内容の見直し等の検討を行い、再評価を実施し事業継続の可否を決定することとしております。

B / C が 1 以下の事業は、県内で国道 17 号浦佐バイパスを含め 2 カ所となっており、長岡国道事務所では、B / C が 1 以下になった経緯や今後の方針について、浦佐バイパス整備促進期成同盟会や両市の地元関係者に対し説明を行いました。当市では、浦佐バイパスを中心とした地域のまちづくりや社会基盤の拠点として様々な取り組みを進めていることから、同盟会として県知事や地元選出の国会議員とともに国土交通省へ一時凍結解除等に向けた要望活動を行ってまいりました。今後はコスト縮減など事業内容の見直し作業が整い次第、地元関係者等に協議を行い、北陸地方整備局の事業評価委員会の承認を経て、事業を再開していただきますよう、引き続き強く要望してまいる所存であります。

その他の直轄道路事業のうち八箇峠道路につきましては、南魚沼工区トンネル 1,628メートルであります。これにおいて今年度中に 726.5メートルまで掘削が進む予定であり、十日町工区トンネル 1,212メートルであります。これにも着手することとしております。また、一般国道 17 号六日町バイパスにつきましては、市道駅裏小栗山線から県道平石西ノ裏線間 0.7 キロメートルについて、この夏に開通を予定しており、昨年の開通区間と合わせ 1.3 キロメートルの供用となります。

また、国土交通省は、4 月 24 日付道路特定財源の一般財源化に伴い、本年度に創設した地域活力基盤創造交付金の初の配分額を都道府県別に発表いたしました。当初の配分先は、平成 20 年度末で廃止した地方道路整備臨時交付金で整備を進めている継続事業を対象に配分されたところであります。当市においましては、事業費 4 億 5,500 万円、国費ベースで 2 億 5,800 万円の配分がありました。地域活力基盤創造交付金の国の予算額は、9,400 億円で、残りの配分額は新規事業を含んだ都道府県や市区町村が定める地域活力基盤創造計画に基づいて、夏までに決定されることとなっております。一時配分を受けた事業につきましては、景気対策からも早期発注に努めてまいりたいと考えております。

県営事業では、主要地方道路塩沢大和線道路改築工事、雲洞 = 大月間や中断していた一般県道桐沢麓五日町（停）線の八海橋架け替え工事　これは上部工であります　の再開をはじめとする、12カ所の道路改築事業の推進が予定され、その他河川、砂防関係につきましても県営の十二沢改修工事や石打沢通常砂防工事など継続事業 7カ所が、さらに湯沢砂防事務所では深沢床固工群工事（登川水系）、マス沢砂防えん提工事（水無川水系）、野中沢第 2 号砂防えん提工事（三国川水系）等の 5カ所が予定されております。

今後とも事業の推進について、国県に強く働きかけてまいる所存であります。

次に産業振興についてであります。

はじめに農業関係につきましては、昨年に続き少雪となり用水不足が懸念されましたが、スイカの定植、水稻の植付け等春作業は順調に行われており、一安心しているところであります。本年も気温が高く降水は平年並みと予報されており、関係機関と連携し農作物の作柄・品質の維持に向けた取り組みを講じてまいります。

生産調整につきましては、希望者に対し県間調整分 1,524 トンの追加配分を行い、6 月下旬から 7 月上旬にかけて現地確認を実施いたします。また、米の生産調整の確実な取り組

みを支援するため、水田フル活用推進交付金事業が実施され、平成20年水稲作付面積10アール当たり3,000円、総額約1億3,000万円を5月末までに該当者に交付いたしました。本事業は生産調整の確実な実施につながることを期待しているところであります。

世界的な金融不安による経済の急速な落ち込みで、雇用状況はますます厳しくなっており、ハローワーク南魚沼管内の3月末の有効求人倍率は0.44、これは4月末はもう0.39だか36まで下がっております。昨年同期の0.98を大きく下回っております。また、中小零細企業への経済支援として導入した緊急保証制度については、平成20年度で312件の認定を行い、このうち239件に対し5,592万円の信用保証料の支払いを行いました。引き続き、雇用の確保や保証料の補給など、できる限りの支援を行ってまいりたいと思っております。

今シーズンのスキー関係は、記録的な少雪でスキー場の営業期間は平均で前年度より11日間短いなど、大変厳しいシーズンとなりました。入り込み客数は112万8,000人、前年度対比90.9パーセントと約10ポイント減少いたしました。

スキー客の減少はあったものの、1月から大河ドラマの放映開始や、愛・天地人博南魚沼のオープンなど天地人関連が好調であったことから、全体的な観光客入り込み数につきましては、349万4,000人、前年度対比103.6パーセントと増加をいたしました。

今年度に入って、天地人関連を始め県内外から当初の予想を上回るお客様からお越しいただいており、一部駐車場関係などで混乱をいたしましたけれども、緊急態勢で対応してまいります。これら、天地人効果により、地域の経済効果、当市の宣伝効果、地域の活性化に大きな成果が出ております。この効果を次年度以降につなげるため民間の力を結集し、地域の総合力を目指す準備会を立ち上げ検討を開始いたしました。天地人につきましては明日、明後日ごろにこの入館者15万人突破の見込みであります。今後は6月28日に「NHKのど自慢」、7月18日に「天地人ウォーク」、8月1日・2日には「兼続公まつり」、そして11月7日には「天地人検定南魚沼」これらが計画をされております。市の知名度アップの好機ととらえ万全を期して対応してまいります。

なお、ここには記してございませんけれどもFIVBバレーボールアカデミーの開設式が6月10日、明日であります。午後1時半より現地のアカデミーで行われることに決定をいたしました。経済不況等の影響で当初予定より遅れておりますけれども、今後は世界に向けてこのアカデミーを発信し、このアカデミーから世界に通用する人材を育成すべく市としても積極的に支援を申し上げ、そのことによって南魚沼市の魅力を十分アピールすること、そして引いてはこれにつながりまして新産業の誘致あるいは育成にも結びつけていきたいと考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

次に行財政改革・市民参画についてであります。

各地域づくり協議会事業の円滑な執行と地域のさらに充実のため設置いたしました地区センターにつきましては、地域づくり協議会で定めた事務長が常駐し新たな体制でスタートいたしました。当面地区センターが軌道に乗るよう市としてできるだけ支援をしてまいりたい

と考えております。この支援に当たり、速やかに地域の要望にこたえられるよう一部の予算執行と権限の見直しを行い、両市民センターの機能強化を図ったところであります。

会計閉鎖期を終え、歳入歳出決算見込額がまとまりましたので、平成20年度の一般会計及び事業会計の決算見込みについてご報告申し上げます。一般会計につきましては皆さん方に配布したときは5月29日現在で調整をした数字でありますけれども、今これがすべて調整が完了いたしましたので若干数値が違っております。一般会計につきましては形式収支は7億3,352万円であります。繰越事業充当財源を差し引いた実質収支見込額は2億7,835万円となりました。今回は補正予算で必要とする額のみを計上し、全額につきましては、税あるいは交付税が決定する9月補正で措置したいと思っております。

水道事業化に計につきましては、収益的収支では総収益25億2,350万円、総費用22億1,605万円で、差引き3億745万円の純利益が発生する見込みであります。資本的収支では14億838万円の不足額が生じましたが、過年度損益勘定留保資金等で補てんをいたします。また、配水量は836万4,000立方メートル、有収水量が681万8,000立方メートルでありました。

病院事業会計につきましては、収益的収支では、総収益37億4,367万円に対し総費用38億6,388万円で、差し引1億2,021万円の純損失が生じる見込みであります。資本的収支では、7,794万円の不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金等で補てんいたします。

百年に一度ともいわれる金融危機に伴い景気や雇用情勢が悪化する中、それに対応した国の平成20年度の2次補正等による繰越17億円分をあわせ、平成21年度の財政運営はスタートし、繰越明許費による大和中学校校舎耐震補強工事の3月発注をはじめとして、大巻・中之島小学校耐震補強工事、斎場建築工事及び旧ごみ処理施設解体撤去工事等を発注するとともに、本定例会では消防自動車更新の契約議案を提出し、さらに塩沢地区給食センター建設工事、大和クリーンセンター機械・電気工事及びロータリー除雪車の購入についても追加でお願いする予定としており、できるだけ早期の発注に努めているところであります。

さらに、国では追加の景気、雇用対策として総額約15兆円、うち地方分として2兆3,790億円の「地域活性化・公共投資臨時交付金」、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を含んだ補正予算を編成し、後者分については当市分として5億4,137万円が示されたところであります。提出してあります補正予算案には、当該分は計上はできなかったわけでありまして、現在作業中であり、可能となりましたら本定例会最終日にできるかぎり早く提出させたいと思っておりますけれども、ご審議をお願いし、少しでも早く対応して景気・雇用の下支えに努めてまいり所存であります。

私は昨年6月定例会において、新市の「融和」と「理念」はおおむね定着し思いを共有することは達せられてきておりますので、次の段階として市民の思いを具体化するために、新市建設計画に盛り込まれている幾つかの事業を予算化し、実施に向けて取り組んでまいりたいと申し上げます。

平成21年度は教育関係施設など、将来のまちづくりを見据えた大規模事業に着手しているところであります。また全世界を襲った経済危機は、当市においても深刻な影響を及ぼし回復までには相当長期にわたるものと認識しておりますし、もとより景気回復は、1市長村では対応にも限度があります。国策にゆだねるところでありますけれども、雇用及び資金繰り対策にも最大限配慮したところであります。さらに安全安心のまちづくりと、少子高齢化社会に向かい市民生活をしっかり支える施策についても引き続き取り組んでいるところであります。

大河ドラマは「天地人」は放映開始から約半年が過ぎ、20パーセントを超える高い視聴率に支えられ「愛・天地人博南魚沼」の入館者も順調な入り込みとなっており、明るい話題が少ない中であって、大変ありがたいことだと思っております。また、「トキめき新潟国体」の開催も間近になりましたが、全国からの選手・役員を迎える準備は順調に進んでいるところでありますので、皆様のさらなる盛り上がりにより、市民あげておもてなしの心でお迎えいたしたいと考えております。

この二大イベントは南魚沼市の魅力を全国に発信する絶好の機会であり、地域の活性化につながるものと大いに期待しているところであります。加えて当地の豊かな自然や生活を支える産業は、大きな財産であるとともに市民の誇りとするものであり、この大きな財産を大切に守り育てる力も、南魚沼市の大きな魅力であります。この力が南魚沼市の将来にわたる持続可能な発展へとつながっていくものと考えております。

私は、「希望溢れて伸びるまち」歌の一説でありますけれども、この実現に向け、一步一步着実に進む所存でありますので、引き続き議員各位のご支援ご指導をお願い申し上げまして、所信表明とさせていただきます。

なお、今議会の提出案件は24件、内訳は条例6件、予算4件、その他14件であります。よろしくご審議を賜りまたご可決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長 以上で市長所信表明及び行政報告を終わります。

議長 日程第5、報告第3号 所掌(所管)事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長・角谷英一君の報告を求めます。

角谷議会運営委員長 議会運営委員会に付託された調査事件について3回議会運営委員会を実施いたしました。調査、研究を行いました。

第1回目は、調査の事項ですが平成21年第1回南魚沼市議会臨時会の運営について、会期及び議事日程、執行部の議場配置について。二つ目が6月に支給する議員の期末手当の取り扱いについて。その他であります。

調査の状況は期日が21年5月21日、委員の出席状況は全員出席で10名であります。議長に出席をいただきました。

調査の内容につきましては、執行部から総務部長、総務部次長、総務課長の出席を求め、臨時会の会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査を行いました。

第2回目は調査の事項ですが、平成21年第1回南魚沼市議会臨時会議事日程の変更について。調査の状況であります。期日が21年5月28日、委員の出席は全員出席で10名であります。議長にも出席をいただきました。

調査の内容といたしましては、臨時会の議事日程に関する事務調査及び議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正案、改正発議議案の審査を行いました。

第3回目は調査事項が21年6月南魚沼市議会定例会の運営について。会期及び議事日程について。請願及び陳情の取り扱いについて。意見書の取り扱いについて。二つ目として改選後の委員定数について。3番目が議員の派遣について。4番目が閉会中の議会運営委員会の開催について。その他でありました。

調査の状況は期日が21年6月3日。委員の出席状況は全員出席で10名であります。正副議長に出席をいただきました。

調査の内容といたしましては、執行部から総務部長、総務次長、総務課長の出席を求め、6月定例会の会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査、改選後の常任委員会等委員定数、議員派遣の検討などを行いました。以上であります。

議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

議長 次に総務文教委員長・南雲淳一郎君の報告を求めます。

南雲総務文教委員長 おはようございます。それではお手元に提出しております資料ののっとり総務文教委員会の報告をいたします。なお、調査事項等が多ございますので、できるだけ簡潔に行いたいと思っております。よろしく願いをいたします。調査事項それから調査の状況、調査の内容につきましては1ページに記載のとおりであります。

2ページに移らせていただきます。調査事項1、市所有の遊休地及び土地開発公社財産についてであります。午前中市所有の遊休地、公共所有地のうち8カ所を選びまして現地調査を行いました。午後から事務調査を行ったところでありますが、ページ2ページに記載されてあります土地につきましては、最近売却に取り組んだものであります。今、引き合いがあります土地は石打ジャンプ台跡地であること、そしてまたページ3の公有地明細表につきましては土地開発公社所有地のすべてであること。この中で具体的に取引のある案件は旧六日町病院跡地用地であります。天王町公共用地につきましては基幹病院絡みで売却できればいいなというような説明が執行部からなされました。

その後、質疑を行ったわけでございますけれども内容につきましては4ページに記載されているとおりであります。いわゆる塩漬け土地の実態の厳しさを踏まえた調査でありました。中ほどに記載されてございますけれども、公社所有地につきましては用地購入費9億円、支払利息3億4,000万円、合計で12億4,000万円に膨れあがっている。庁舎内にこれ

の処分検討委員会はあるのか。あるいはまた野世ヶ原公共用地を見たが、現状では買手が無い。利息だけついてしまう。市の買い取りも選択肢としてあるのかの質問に対しては、記載のように、それぞれその時点で目標があり購入した土地であるが、目標がとんざし、30年を経過したものと思う。ここ1～2年で何とかなるというような考えはない。一般会計で買戻しも現時点では不可能。庁舎内で、検討会等で検討する必要があるというような答弁があったところであります。

次に移らせていただきますが、5ページの調査項目2番の教育支援センターについてであります。昨今の社会では子どもたちをめぐる複雑で深刻な問題が続発をしている。これらの解決に当たっては学校、家庭、地域、行政が一体となつての取り組みが急務である。こうしたことから教育支援センターは子どもたちの社会的自立に向けての学校支援組織として平成20年度に南魚沼市青少年育成センターから教育相談、教育支援教室が南魚沼市教育支援センターとして独立したものであります。今年度、教育支援センターをより機能的に運営するために教育支援教室、教育相談、日本語支援、さらにこころの相談員を統合したものであります。というようなことを学校教育課長より説明をいただいたところでございます。質疑につきましては10ページに記載されておりますのでお目通しをお願いしとうございます。

次の11ページの3、小学校の英語教育についてであります。教育次長より資料にのっとりまして概要以下の説明を受けたところでございます。

目的ねらいでありますけれども、小学校の英語教育は外国人との英語によるコミュニケーションを通じて相手の思いを受け止めたり、自国の文化のよさを気付いたりすることができる。心ゆたかでたくましい児童、生徒の育成をねらいとしていると。19年度11月に認可されました教育特区の目的と変わるものではない。

学習の内容でありますけれども、対象校が5校から市内全校の20校になったこと。それから学習は国際理解と英語教育活動があり、記載の授業時間数、教員、ALTそして人材ボランティアにより行われている。12ページ下段には国際理解の活動事例が記載されておりますのでご覧をいただきたいというところでございます。

平成20年度の成果と課題という部分でありますけれども、最初は英語教育という戸惑いもありましたけれども、楽しい授業ができた。歌やゲームを通じて英語学習への興味、関心を高めることができた。学級担任とALTとの連携もうまくいくようになった。英語教育で実態にあった指導計画の作成が課題である。5校で作成した指導計画を参考に、さらに改善を図りたいという説明でございました。

質疑につきましては15ページに記載されておりますけれども、その下段の方に記載されている部分を紹介させていただきます。英語は必要だが日本語はもっと大切だ。どう取り組むのかの質問に対しまして教育長からは、きちんとした日本語が話せるようにするのは当然だ。英語活動のために削ったところは総合学習の時間である。新しい学習指導要領の中でも国語力は重要視されている。これからはこれまで以上に取り組みをしていきたい。というような答弁がありましたのでご紹介をしておきます。

それから20ページの調査項目5、財政健全化の進捗状況及び今後の財政の見通しについてであります。このことにつきまして市民生活部長、税務課長より16ページに記載の21年3月現在の市税徴収状況について以下の説明をいただきました。表であります。区分ナンバー23であります。一般会計の市税全体では予算現額80億1,626万円に対して収入済額は78億6,106万円である。1億5,220万円ほどの予算割れである。先ほども市長の所信の中に関連した部分がありましたけれども、この時期では会計閉鎖期まで予算額の確保を目指して、一層の取り組みをやるというところであります。その時の段階では予算現額80億1,626万円に対しまして強く見込まれても79億9,100万円ほどの収入が見込まれ、結果的には2,500万円ほどの予算割れが生ずる見込みであるということであります。

表の区分ナンバー26であります。国保会計全体の見込みは16億3,800万円の現計予算であるが、収入済額は15億9,338万円となっている。現段階では予算額を確保できる見込みであるというようなことでございます。

それから次には不能欠損の状況でありますけれども、17ページです。件数は253件。不能欠損額は8,478万6,000円であると。全体の52パーセントが固定資産税であるという説明でございました。21年度の課税状況につきましては18ページの記載のとおりであります。その後、質疑をしたわけでございますが滞納状況不況の影響、国保税に関する資格証について等、質疑を行ったところでございます。

次に移らせていただきます。ナンバー5、財政健全化の進捗状況及び今後の財政の見通しについてでございます。ページは20ページでございます。記載の表により総務部長、総務部次長より説明を受けたところでございます。平成19年度の欄をご覧いただきたいと思っておりますが、18、19年の2カ年の実績の合計欄であり、20、21年度につきましては予算に基づく見込額であるということでございます。

健全化項目の一番上の人件費の抑制につきましては、職員が19名削減になっていること、それから議員定数4名であることから、その削減と給与の5パーセント還元による差引きで前年度より800万円増の7億3,000万円を計上したという説明であります。以下それぞれの項目について説明をいただきましたがここでは省略をさせていただきます。合計欄でございます。21年度の達成見込みが76.9パーセント、ほぼ5年間の計画を達成できるものであるということでございます。現在まで取り組んだ主な項目につきましては表下段に記載してございます。

それから平成20年度決算及び平成21年度の予算につきましては、21ページに記載のとおりでございます。

それから22ページにつきましては、県の財政担当会課長会議におきまして審議された資料でございます。以下、26、27ページには質疑が多岐にわたってありましたので記載してございます。ご披露申し上げますと、財政健全化計画はあと2年で終了するが、その後はどのような考えでやっていくのかの質問に対しまして、99.5パーセントでほぼ達成できる見込みであると。補助金を戻すことはない。健全化計画を終わった時点がベースとなる。そ

の後、状況に応じて対応をする。というような質疑が記載されてございます。

それから最後になります。6番、消防庁舎建設についてであります。消防長より28ページの図面により以下の説明を受けたところでございます。ご覧ながらお聞き取りをお願いいたします。消防庁舎はA棟、B棟、C棟それに車庫棟で構成されており、A棟は築40年、それからB棟は36年、C棟は28年、車庫棟は14年が経過をしている。合計の床面積は2600平米である。現在の庁舎は軟弱な地盤に建設されていることにより、建物に歪み、ひび割れ、傾き等の老朽化が著しく、防災拠点建物としては強度不足であると耐震診断が出ております。

しかも県道中田塩沢線改良工事に伴い、県道が図面記載の法線になることによりまして、県から平成22年度末までに車庫棟を更地にするよう要請をされております。庁舎の建てかえは当初からはC棟を生かすべく検討されてきましたが、今年の2月、耐震二次診断の結果これを活用するには経費がかかりすぎるということで、全面の建てかえに決定をいたしました。現庁舎敷地それから隣接地の買収、それから県道の廃道敷、車庫棟の残地これらをあわせると約6,000平米となります。ここに約1,800平米の新庁舎を建設したいところであります。

今年度予算には新庁舎の実施設計、用地買収費が計上されております。財政当局からは用地買収費も含めて約9億円の指示であります。しかしながら今後、地盤の強度を増し基本設計、自主設計込みとなると9億円では足らなくなると予想をされていると。22年度末までにはしご車を格納する車庫棟を完成、それから23年度にはいずれかの棟を完成させ、現在C棟にある指令室を移転したい。その後、A、B、C棟を解体したいということでございます。

基本設計抜きでの今年度実施設計ということで動いていますけれども、無理があるようではありますが22年度末と定められていますので知恵を出しながら建設を行いたいということでございました。質疑については記載のとおりでございます。

最後のページ、調査項目7その他でございます。市民生活部長それから総務課長、学校教育課長、総務部長より表記の事項につきまして説明を受けたということでございました。以上であります。

議長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

ありませんか。質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

議長 ここで暫時休憩いたします。再開は10時45分といたします。

(午前10時30分)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時45分)

議長 産業建設委員長・樋口和人君の報告を求めます。

樋口産業建設委員長 それでは産業建設委員会の所管事務に関する調査について報告をいたします。お手元の資料をご覧ください。まず審査事項ですけれども、1 浦佐バイパスの進捗状況についてであります。このことにつきましては現地調査も行ってあります。2 八箇峠トンネルの進捗状況についてこれも現地調査を行ってあります。3 観光客の入り込み状況について。4 市内の雇用状況について。5 その他であります。以上の調査事項について本年5月12日火曜日に10人の委員全員の出席と議長にも出席をいただき、関係の執行部それぞれの部長、課長の出席を求め調査を行いました。それではそれぞれの事項について報告をいたします。

1の浦佐バイパスの進捗状況についてであります。資料については1ページ後段から3ページですし、添付資料につきましては9ページから16ページとなっております。午前中に現地調査を行ったわけですけれども、平成12年に供用が1.1キロメートルの部分、水無川の両岸に既にできている橋台の部分。そして用地買収が終了して工事が始まって既に設置されているボックスカルバート等を前に担当より説明を受けました。

また、午後からの事務調査においてさらに詳しい説明を受けております。この事業の計画の経緯等につきましては皆さんご存知のことと思いますし、本年3月31日に発表されました国の直轄事業の費用便益費いわゆるB/Cの点検結果によって、この浦佐バイパスの21年度の事業執行が当面見合わされることとなった件につきましても、皆さんご承知のとおりであります。

そんな中、資料に記載があるように質疑応答があったわけですけれども、この中で一つだけ紹介させていただきますと、市政懇談会で市長は自信をもって6月、7月には必ず凍結は解除されるという話をしていたが、という問いにたいしまして、執行部側から長岡国道事務所等々に確認をしたが、事業を止めるつもりはないと。全然ない。最後まで完成させるつもりであるということ。それから事業評価委員会が過ぎれば再開できると事務局としても思っているという答弁がございました。

続いて2の八箇峠トンネルの進捗状況についてであります。資料については4ページ、添付資料につきましては17ページから20ページであります。こちら午前中に現地調査を行ったわけですけれども、その折にクマタカの営業の関係で本年の工事着手が遅れている点、さらに庄之又側の濁り水等の説明がありました。またさらに午後からの事務調査で詳しい説明を受けたところであります。八箇峠道路の一部として昨年7月にトンネルの掘削が始まり、現在南魚沼工区の1,628メートルのうち、312メートル進んでいるとのことでした。

また、クマタカの営業に影響しない工区では5月1日から工事に着手しているとのことでありましたけれども、トンネル掘削によるズリですか、ズリによる土盛りを予定している工区ではトンネルの掘削が始まっていないので工事が進まないとのことでした。いずれにしても工事の早期着手を要望しているとのことでしたし、野田インターチェンジ仮称でありますがこのまま平成20年代中ごろには供用を開始したいとの情報があるとのことでした。こ

ういった説明を受けた上で質疑がありましたけれども、内容については資料に記載のとおりであります。ご覧を下さい。

次に3の観光客の入り込み状況についてであります。資料については5ページから6ページですし、添付資料につきましては21ページから22ページであります。こちらのことにしましては資料にあるとおりですけれども、スキー客の入込みが昨年度対比、10パーセントほど下がっていると。111万4,400人となったといったことですし、天地人関係の入込み数への影響については、前年度対比で1月が116.4パーセント、2月が147.5パーセント、3月が182.7パーセントとのことでした。

また、宿泊関係については天地人にあわせてがんばったホテル、旅館については大きく宿泊客数を伸ばしているようでありまして、余力を入れていないところでは横ばいかむしろ減っているという状況とのことでした。質疑応答についてはスキーの件ではリフトの共通シーズン券と市民リフト割引券が今後どうなっていくかの質疑に対し、小中学校の子どもの育成のためにスキー場を格安で利用してもらうことはスキー場としては一切問題視していないようなのでこのままいけるとの見通しであるということでありました。

また、天地人に関してはいまだに観光客に対して対応ができていないことへの質問が多くありましたけれども、この件に関しましては鋭意対応していくとのことでありました。また、天地人のプロジェクト実行委員会はこの12月以降どうするのかの問いに対しまして、南魚沼市をあげて取り組むという話になりつつあると。観光協会、商工会だけでなく関連する様々な部局との絡みがあるので、総務部、企画政策課で事務局を担当する方向で調整が進んでいるとの答弁がありました。

続きまして4の市内の雇用状況についてであります。資料については7ページから8ページ前段ですし、添付資料については23ページから28ページであります。まず、南魚沼市緊急経済対策信用保証料補給状況について添付資料23、24ページにより説明がありました。また、先ほどの観光客の入込み状況のところでもふれたように、スキー場の入込みが10パーセントほど落ちているわけですけれども、このリフト索道業については鉄道業にくくられているので、緊急保証制度の指定業種から外れている。このことについて近隣の妙高市と合同で索道業もこの指定業種に入れてもらえるように要望している旨の説明がありました。

市内の従業員が10人以上と思われる事業所108箇所にアンケート以来をした結果ですけれども、昨年との比較で正社員が199名減、派遣社員が228名の減、トータルで544名の減ということでありました。また、撤退、廃業した工場もあるとのことでした。これを受けまして質疑応答があったわけですけれども、緊急融資をする際に各法人の財務内容を把握できるかの問いに対しまして、そこまではできないとの答弁でしたし、障がい者施設の仕事が減少しているがその対応に付いてはという問いに対しましては、プレミアム商品券の整理券のラベル張りをお願いしたところでありまして、さらにお問い合わせできることがあれば取り組んでいくとのことでした。

最後に5 その他として4件の報告がありました。以上です。

議長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

中沢俊一君 2点ほどお願いいたしますが、浦佐バイパスの件でございます。3ページにありますとおり、水の郷工業団地等の関連で、余り効果がないのではないかとこういう答弁があったということではありますが、私ども、魚沼市との関連もいろいろあるわけがあります。この辺が高い効果があるというふうにとらえていたわけではありますが、この辺の答弁についてどのようなまた、何と申しますかもう少し詳しくこの辺の関係をお願いしたいと思っております。

もう1点ですが、雇用情勢であります。企業からのアンケートの回答を見せてもらいましたけれども、例えば25ページあたりを見ますと結構主力の業種で回答率、回収率が低いところが多く見られるわけがあります。例えば12番の衣服、19番のプラスチックあと29番の電子、30番の輸送用機器。50パーセントから60パーセントということでこの辺の回答がないところの実態が心配でもあります。この辺についての審議その辺があったかどうか聞かせてください。

樋口産業建設委員長 まず1番目の、3ページの水の郷工業団地の効果がある、ないという話ですけれども、このことにつきましてはこれがあるからと、計画の段階でもうこれは折り込み済みの話ですので、それをまたさらに言っても効果がないという意味合いでありまして、今の便益費のあれに対してこれをもう1回言っても効果がないという意味で、もともとこの水の郷工業団地というのはあることを折り込み済みの中での計画というような話がありました。

それからもう1点、回答のないところについては特に話は出ていません。以上です。

(「雇用状況」の声あり)雇用状況の先ほどのアンケートの回答が来ていないところについて、それがどうだという議論はありませんでした。

阿部久夫君 浦佐バイパスについて1点お聞きいたします。この浦佐バイパスは国の直轄事業で見直されるということになりますと発表があったわけでございますが、こうなると南魚沼市にとっても基幹病院を抱えて大変な問題だなというふうに感じておりました。そうした中これを見ますと、市長が6月から7月には凍結は解除されるような答弁がなされているわけではありますが、実際委員会として今後、やはり一番大事な私たち地域でありまして、委員会の方では国の国交省やそういったところに陳情なりみんなでもたお願いに行くというような話し合いがあったのかないのか。そういう話が全然出ていなかったか1点お聞きします。

樋口産業建設委員長 この時点ではそこまでの話は出ておりませんでした。これからのことになってここで答弁していいのかどうかあれですけれども、今後と申しますか今議会の最終日に向けてその辺の検討をしていきたいなというふうに思っていますし、先ほどもちょっとありましたけれども、明日また期成同盟会があるということです。ほんの情報ですけれどもそういったところであります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

議長 社会厚生委員長・牛木芳雄君の報告を求めます。

牛木社会厚生委員長 それでは社会厚生委員会の報告をいたします。調査事項であります。1番のごみの収集について、2番南魚沼市ふれ愛支援センターについて、3番の生活保護について、4番その他であります。

状況であります。平成21年5月14日木曜日に行いました。9名全員の委員が出席をいたしました。調査の内容でありますけれども、市民生活部長、福祉保健部長、以下それぞれの次長、課長等の出席を求め現地調査及び事務調査を行いました。

まず1番のごみの収集についてであります。現地調査を行ったわけです。2ページをお開きください。そこに記載してありますように、浄化槽については平成20年を境に減少傾向にあるということでありまして、20年の実績で全体で62.5パーセントということが書いてありますが、最高の平成5年のし尿と浄化槽の合計の処理量であります。8ページをご覧くださいと思います。これはし尿であります。ご覧をいただいて一目りょう然でありますけれども、この表をご覧ください。1993年これは平成5年ですが、し尿、浄化槽あわせて4万469キロリットルというふうにあります。この時点が最高であったわけです。それから比べて62.5パーセント減少しているということになります。

可燃ごみでありますけれども、平成17年度の3,004トンであったものが、20年度では726トンと、ピーク時の24パーセントで大幅な減少になっていると。これは産業廃棄物とそうでないものをきちんと分けたことがこの成果として表れている。このような説明がありました。

一番下段であります。再資源化であります。特に鉄や電線類についてはこれまでは有償で販売をしておいたわけでありまして、現在は引き取り料金をつけて処分をしていると。厳しい状況であるというふうな説明がありました。

次に質疑でありますけれども、一番最初の質疑であります。不燃ごみの搬入量が減少しているがこの減少はどうだという質問に対しまして、産廃の引き受けをできるだけ排除してきた。しかし何といっても不景気の影響とリサイクル気運の高まりだとこのように答弁がありました。

あと3ページの方にいきまして2番目の質問であります。市長の施政方針にもありましたように、スラグの利用についてJISに認定されたということは、スラグの利用に展望ができたということである。このJISは1回やれば永久に続くか、というような質問に対しまして、厳しい検査基準があってそれに基づいた決められた検査方法で検査をしていると。異常値が出た場合には、その資格はなくなってしまうということになります。その認証書についてはコピーが資料に添付をしておりますのでご覧をいただきたいと思っております。

質疑の一番最後のところであります。学校関係では毎年20校くらい見学に来ていると

いうことでありますけれども、どこにもリサイクル等の展示コーナーとかポスターの環境をアピールするものは見当たらないがどうしたわけだと、こういう質問がありました。この中で答えとして、見学者には施設見学のほかにビデオを見ていただき、幅広い見地から環境問題を伝えている。展示コーナーあるいはポスターなどを見て理解できる物を置くことも大切なことなので、場所あるいは何を置くかということも含めて考えてみたいと。このような答弁があったところであります。

次に南魚沼市ふれ愛支援センターについてであります。これも現地調査をしてまいりました。ご承知のように今年4月から「南魚沼市ふれ愛支援センター」として供用を開始したわけであります。平成19年、20年度とあわせて1億4,500万円程度の経費をかけて堅強な施設に生まれ変わったわけでありました。この中に利用団体として「障がい者相談支援センターみなみうおぬま」「消費生活相談窓口」そして「NPO法人友の家」あるいは「ほのぼの広場」これが主に福祉保健部を中心にこの施設を利用しているということであります。

幾つかの質疑があったわけでありますけれども、質問の2番目ですか利用料金については市の施設ということで免除されているのか。「NPO法人友の家」の利用についてでありますけれども、一般的な利用料金はいただいているということでありました。しかし、光熱水費等の実費分だけはいただいているということでありました。

一番最後の方の質疑、質問のところではありますが、下段でありますけれども、消費者相談窓口は多重債務に限ってみれば産建の委員会が所管するところであるが、あるいは社厚の委員会両方ともやはり含んでいるということでもありますけれども、答えとしては産業振興部ともきちんと話し合いをした中で連携を取り合いながら対処していくことが必要であろうというような答弁でありました。

次に5ページであります。生活保護についてであります。資料の中に生活保護のしおりの抜粋というのが添付してありますので後ほどご覧をいただきたいと思いますけれども、この生活保護法という法律に基づいて進めているわけでありまして、この生活保護法のもとになっているのが憲法第25条であります。文化的で最低限度の生活を保障するということがあります。この理念から生活保護を行っているわけであります。

現金がないからすぐということとは当然ないわけでありまして、自分の資産、あるいは能力、扶養の状況、あるいは他の法律によって受けられる給付だとか、すべてを調べて、そしてすべてを利用した上でなおかつ不足をする部分について、ということでその生活困窮にする場合に限って不足部分を補うものであると、ということだそうであります。

それで今、南魚沼市では86世帯109人がこの対象であるというふうな説明がありました。これも資料をご覧いただきたいわけではありますが35ページです。人口1,000人当たりの保護率というのがありますが、南魚沼市は1.6人ということです。新潟県が5.9人、全国では12.2人ということで、南魚沼市がずば抜けて保護率が低いということでもあります。

質疑の中でいろいろありましたが、具体的な事例を挙げながらの質疑が多かったわけでありましたが、6ページをはぐってみてください。この中で相談から申請までの期間、あるいは

申請から決定までの期間はいかほどかという質問でありました。そこへ記載のように個々によってそれぞれ違うわけでありまして、何年もかかる人もあれば2回ぐらいで申請になる人もいるということでありました。申請から決定までは基本的には2週間でありまして、2週間でありまして、扶養義務の関係、あるいは貯金の調査等もありますから、2週間では間に合わない場合もあるとこういうことでありました。1カ月くらいもかかっているケースもあるということでありました。

次の質問であります、生活保護の廃止でありますけれども、この状況であります、21年度の3月現在の数字で、12世帯16人が生活保護の廃止になった。内訳はそこに記載のとおりであります。

4番のその他としてその記載のとおりそれぞれの説明が福祉保健部長からありました。以上であります。

議長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

議長 以上で所掌所管事務に関する調査の報告を終わります。

議長 お諮りいたします。本会期中の請願及び陳情を除く付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し担当部長等による説明としたいと思っておりますがこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本会期中の請願及び陳情を除く付議事件は、委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し担当部長等による説明といたします。

議長 日程第6、平成21年請願第4号 農地法の「改正」に反対する請願、日程第7、平成21年請願第5号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率2分の1復元をはじめとする教育予算の充実を求める請願、日程第8、平成21年陳情第1号 最低賃金引き上げと中小企業対策の拡充を求める陳情、及び日程第9、平成21年陳情第2号 「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情、以上4件を一括議題といたします。

請願第5号及び陳情第2号を総務文教委員会に、請願第4号及び陳情第1号を産業建設委員会にそれぞれ付託いたしますので審査をお願いいたします。

議長 日程第10、第7号報告 繰越明許費繰越計算書について(南魚沼市一般会計)を議題といたします。説明を求めます。

総務部長 第7号報告 繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。平成2

0年度南魚沼市一般会計補正予算第5号及び第6号の繰越明許費にかかる歳出予算の経費を21年度に繰り越しさせていただき、繰越計算書を調整いたしましたのでご報告申し上げます。3ページ、4ページに繰越計算書がございますのでご覧をいただきたいと思います。

それぞれ事業別に金額、翌年度繰越額、財源内訳等記載をしております。件数で19件、繰越明許費の総額は4ページ下段にありますように18億1,056万6,000円でございます。21年度に繰り越した額が17億7,200万3,000円でございます。国の2次補正を受けての地域活性化・生活対策臨時交付金該当事業及び定額給付事業の部分が金額の多くを占めるというものでございます。

なお、事業内容の資料を5ページ、6ページに記載をしておりますのであわせてご覧をいただきたいと思います。以上で第7号報告 繰越明許費繰越計算書の説明とさせていただきます。以上です。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。以上で繰越明許費繰越計算書について(南魚沼市一般会計)の報告を終わります。

議長 日程第11、第8号報告 継続費繰越計算書について(南魚沼市下水道特別会計)を議題といたします。説明を求めます。

企業部長 それでは第8号報告 繰越明許の関係でございます。南魚沼市下水道特別会計継続費の平成20年度年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、支出が終わらなかったものにつき、逡次繰越をしたので報告するというようなことで、裏の方へ別記が出ております。

この事業につきましては大和クリーンセンターの問題でございます。予算計上額が3億1,300万円というようなことの中で、支出見込額1億140万円については支出が終わっております。残金2億1,160万円について繰り越しをするものでございます。20年、21年とあわせて工事の方が55パーセントぐらい終わっているというような報告を受けております。よろしくお願いをしたいと思っております。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。以上で継続費繰越計算書について(南魚沼市下水道特別会計)の報告を終わります。

議長 日程第12、第9号報告 継続費繰越計算書について(南魚沼市水道事業

会計)を議題といたします。説明を求めます。

水道事業管理者 それでは9号報告でございます、継続費繰越計算書について。水道事業会計継続費の平成20年度年割額に係る支出予定額のうち、支払義務が生じなかったものについて報告をいたします。というようなことで別記が裏の方へ出ておりますが、継続費の総額は24億1,559万9,000円でございます。そのうち発生額8,052万1,341円というようなことで残額がその隣にありますが6,319万1,269円を次年度に送るというようなことで、これは12月補正で大分その工事の方を落とした関係で、翌年度以降にそれが検証して出てくると。関連事業がいっぱいありますのでそちらの取り合いの関係でそういうかたちになっております。よろしく願いをいたします。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。以上で継続費繰越計算書について(南魚沼市水道事業会計)の報告を終わります。

議長 日程第13、第10号報告 南魚沼地域土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

総務部長 第10号報告 南魚沼地域土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてご説明を申し上げます。これは地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を説明する書類を作成し、議会に報告申し上げるものでございます。平成20事業年度南魚沼地域土地開発公社決算書及び平成21事業年度予算書の2冊を提出してございます。

最初に決算書の1ページをご覧をいただきたいと思います。事業報告書でございますが、1の事業の概要ではこの事業年度において、六日町駅前公共用地の全部、ショッピングセンターラ西側の道路となっている部分でございますが、491.44平米と水無原公共用地の一部、これは大和のスマートインター進入の用地の部分、3,052.22平米でございますが、を南魚沼市に売却をしたものであります。

この結果、平成20事業年度末の状況は資産合計で13億7,286万3,352円、負債合計が12億3,270万3,748円でございます。土地の保有状況は7カ所、面積で15万8,055.75平方メートル、帳簿価格にしまして12億8,942万3,900円となっているものでございます。

2の業務報告では今ほどの二つの土地について面積、金額が記載をされております。

3の行政官庁許認可事項であります。定款では監事の職務、民法の規定によってのところでございますけれども、公益法人整備法の関連で民法改正がありまして所要の整備をさせていただいたというものであります。

次に3ページ決算報告書をお開きください。収益的収入及び支出の部分でございますが、(1)収入であります。決算額の欄をご覧いただきますと、1の事業収入で公有地売却益の

6,623万6,950円、2の事業外収益で受取利息が35万7,955円、雑収入として大和インター用地での立木保証が127万3,105円で合計6,786万8,010円であります。

次のページ4ページでございますが、(2)の支出の部分であります。同じく決算額の欄で1の事業原価で売却土地の原価が6,623万6,950円。2の販売費及び一般管理費で未登記の土地の関係がありましてその処理の弁護士さん費用ということで、59万3,990円。3の事業外費用、これは事務費部分の支払子でございますが2,928円、合計6,683万3,863円でございます。したがって当期純利益が103万4,142円ということでございます。

5ページをご覧くださいと思います。2の資本的収入及び支出でございますが、決算額のところでございますけれども、(1)の収入では14億円の借入れをいたしまして、(2)の支出で借入金の償還をしているということでございます。この年度で発生となりました費用ほとんどが支払利息であります。908万2,093円ということでございます。

6ページ、損益計算書をご覧ください。先ほどの決算報告の部分が損益計算書として反映をされていますのでご覧をいただきたいと思います。

7ページ、貸借対照表でございます。資産の部では1の流動資産と2の固定資産で中ほどに二重線がありますが、資産合計が13億7,286万3,352円、負債の部で1の流動負債と2の固定負債はありませんので、二重線のところで負債合計が12億3,270万3,748円、資本の部では1の資本金が500万円、2の準備金が1億3,515万9,604円、資本合計が1億4,015万9,604円で最下段の負債資本合計が13億7,286万3,352円でバランスシートを構成しているということでございます。

次に8ページ、9ページでございますが、財産目録として資産及び負債をそれぞれ表示してございます。

11ページから14ページが(ウ)の公有地明細表であります。期首残高、当年度増加分、それから当年度減少分、それから期末残高それぞれ表を掲載しております。

14ページをご覧くださいと思います。期末の残高でございます。委員会でも報告がございましたが、六日町駅前公共用地が完売でありますので記載の7件が年度末現在の保有土地であり残高ということになります。

16ページ以降は事務所別にそれぞれ損益計算書、貸借対照表それからキャッシュ・フロー計算書、それから監査意見書を記載してございますのでご覧をいただきたいと思います。以上が平成20事業年度経営状況でございます。

次に21年事業年度予算でございますが、予算書の3ページをお開きをいただきたいと思っております。予算の実施計画明細書でございます。1の収益的収入及び支出の収入でございますが、1の事業収益では売却見通しが立たないということから、予算段階では事業収益は計上しておりません。2の事業外収益では受取利息を21万9,000円、雑収益として1万5,000円、3の特別利益では土地売却益を1,000円芽出しといたしまして収入合計が23

万5,000円でございます。

4ページでございますが支出では1の事業原価は見えておりませんで、2の販売費及び一般管理費では人件費、これは審議会委員報酬等になりますが、そのほか経費として旅費、交際費、需用費、役務費、公租公課をそれぞれ計上いたしまして113万8,000円に3の事業外費用で支払利子を1万7,000円、予備費100万円を計上しております。歳出合計が238万7,000円でございます。

6ページの2の資本的収支でございますが、1の資本的収入では12億3,000万円これを短期借入金として計上しております。資本的支出では1項の公有用地取得事業費に支払利子他で1,880万円、2項の公社債償還金及び借入金償還金に12億3,000万円、3項の予備費に400万円を計上しております、歳出合計が12億5,280万円でございます。

1ページに返っていただきます。以上から第2条で収益的収入及び支出では収入が23万4,000円、支出が238万7,000円と。また3条の資本的収入及び支出では収入を12億3,000万円、支出を12億5,280万円といたしまして、第4条で短期借入金の限度額を12億3,000万円と定めさせていただくものであります。以上で説明とさせていただきます。

議 長 質疑を行います。

岩野 松君 ちょっとやぼな質問なのですけれども、非常に場所の面積とそれから金額が多い野世ヶ原とそれから長森運動公園の期首残高というところがありますが、何年度に買ったのかというのがわかりましたらお聞かせいただきたいのです。

総務部長 今、手元に細かい数値を持っておりませんが、野世ヶ原につきましては少なくとも30年くらい前ではないかなというふうに記憶をしております。というのは野世ヶ原も長森も恐らく昔の稚蚕共同飼育場というのがあったというふうに記憶していますので、蚕糸といえますかぼこ様といえますかがほぼなくなったところでございますので、50年代の後半あたりかなというふうな。もしあれでしたら詳しく調べてご報告申し上げます。以上です。

岩野 松君 わかりましたらぜひ調べてお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

牧野 晶君 20年と21年度両方にかかわるものなのですが、損益計算書の中の経費が約50万円から60万円かかるということですが、どういうふうな中身で。先ほどちよろっとお話があったわけですが、何で50万円もかかるのかについてお願いしたいのですが。

総務部長 20年度の部分につきましては長森の関係の用地で未登記の分がございました。それを先ほどちよろっとお話をしましたが弁護士さんを経由して登記をしたということでございますので、その分がかかっているということでございます。

それから21年度予算の部分では主なものにつきましては、審議会の旅費等がありますが、さほど消耗品等はおかかりませんので、予算額で100万円だというふうにご覧いただければよろしいかと。予算でということですが。

(「予算でということは決算ではまた違うくなる」の声あり)

議長 他にございませんか。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 以上で南魚沼地域土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

議長 日程第14、第11号報告 財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

産業振興部長 それでは第11号報告 財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての関係を説明させていただきます。説明資料が3冊あると思います。まず20年度の方でございますが、平成20年度事業報告でございます。これは1年間のしゃくなげ公社におけますそれぞれの業務、事業等々のあれを日程順に報告してございますのでこれは見ておいていただきたいと思います。

続きまして決算報告の方でございます。まず冒頭でございますけれども、今年も経営内容的にはかなり厳しい内容となりました。度々説明を申し上げますが、最近は災害等によりましてなかなか周回道路が使えないということで、大型観光バス等々観光客の皆さん方がおいでいただけないというような状況が1点ございます。

それから2点目でございますが、管理施設がダム周辺の広い場所に点在をしておりますので、どうしても管理上、経費が余計にかかる。これが2点目でございます。

それから3点目でございますが、これも前にも説明申し上げますけれども、平成19年度からそれまで建設弘済会の方からダムの管理経費ということで委託を受けていたわけですが、これが自主的に19年度からゼロになったというようなことがございまして、平成11年度が一番多いときには約2,400万円ほど弘済会の方からこの公社が受けておったわけですが、それが全くなかったというようなこと等々がございまして、私どももここには関与しているわけですが、説明を聞いてもなかなかこの後の第一歩が見込めないような状況にございます。

そんなところでございますが一応説明をさせていただきます。まず2ページ、3ページの方を開いていただきたいと思います。まず収支の関係の報告でございます。収入の部でございますが上段の方の利息収入の部分は、基本財産5,000万円これを国債運用をしておりますのでその利息収入でございます。

それから事業収入がございまして、これにつきましてはしゃくなげ観光センターの食堂、それから十字峡の登山センターの売店の売上、それからダムのところ売店がございましてダムの管理等のところ売店があるのですが、その売上。それからポートパークの関係、それからダム下のオートキャンプ場の関係等々これはしゃくなげ公社の方の事業として運営をやっているものがトータルの売上で1,800万円ほどございます。

次に中ほどの受託収入でございますが、これは私ども市の施設をこの公社に管理委託をしているものでございまして、6点ほどございます。一番下の公園管理は民間の方からまた受けている部分でございますので、市の方の関係は5つということになります。1,350万円ほどということになります。それから市の補助金が主に人件費補助ということになっておりますが470万円ほど。それに借入金がございます。トータルこの20年度では4,000万円ほど。それに前期の繰越金260万円を入れまして約4,250万円ほどが収入でございました。

経費の方でございますがこの収入にかかります各項目でそれぞれ費用があるわけでございますが、4ページ今度は5ページの方を開いていただきたいわけでございます。5ページの方のそれぞれの経費の積み上げで4,220万円ほどということでございますので、当期のようは損失ということになりましようか、その部分が220万円ほどになってございます。前年繰越が260万円ほどございましたので、ここでそれをくってしまったということで残りが次期の繰り越しが35万1,000円というようなかたちになります。

それからまた1ページに戻っていただきまして、そういう営業状況を踏まえながら、このそれぞれの資産、負債があるわけでございますが、資産合計では基本財産の5,000万円というのがあるわけですがこれもこれを含めて約5,700万円ほど。ということで、正味財産の部分でこれは下段の方でございますが正味財産5,400万円ほどあるというようなかたちでそれぞれ報告をさせていただきます。

あと6ページ、7ページにつきましてはそれぞれ正味財産の増減計算書、それから財産目録の中身、それから8ページで決算認定の監査報告というようなことでございます。

続きまして21年度の事業計画の方を説明させていただきます。事業計画の方でございますが、ここに1の方は目的でございますが2の方で事業計画がございまして。いろいろ期待はしてございますが、これを全部やれば当然黒字になるわけでございますけれども、今後どの程度まで公社の皆さん方、私たちも一生懸命がんばりますがいけるのかなというあたりを若干含めまして、ここに記載のとおり計画をさせていただきたいという内容でございます。

その中で今年一応公社の方ともまた協議をさせていただきましたが、まず管理経費の方でございます。今まで7名ほどで、事務局長が常勤でございますがそのほか6名が夏の間だけの雇用ということでございました。この21年度につきましては事務局長の1名につきましては1年雇用ということになります。ほかの夏季営業期間の皆さん方については2名を減らしまして今年は5名体制で施設の管理運営に当たりたいということでこの計画を作っております。

それから天地人効果の関係もかなり今年も実は期待をしておったわけでございますが、残念ながらちょっと今効果の方が余り出ていないというような状況でございます。考察するに観光客の皆さん方、大型バスなんか大分来てございますが、南魚沼市に滞在をするというのが時間的に2時間、3時間ということになりますと天地人博、それから雲洞庵さん、それから浦佐の普光寺さん、こちら辺をまわりますともう時間的に余裕が取れないということで、

昨年まではダムとそれから八海山のゴンドラがセットになったようなもので結構来ていただいたわけですが、今年はその部分が余り今のところ見えていないというような報告をいただいているところがございます。

そのようなところを踏まえまして2ページ、3ページの計画でございます。大体例年どおりでございますが当期収入の合計でございます。実績値に近い、またはそれを若干下回るような数字でございますが、今年4,000万円ほどの収入をみてございます。また、それに対応する支出としまして同じく4,000万円ほどということで、昨年に比べまして400万円ぐらいの一応事業量の減ないし収入の減等々を見込んで計画を作らせていただきました。

以下の4ページ、5ページの関係につきましては、それぞれ各品目の部分の詳細説明になりますので説明を省かせていただきます。以上で報告を終わります。

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 1点だけちょっと参考までにお聞かせいただきたいのですが、2年くらい前にここに和紙すきの施設を作りましたけれども、その利活用の状況をちょっと教えていただきたい。

産業振興部長 和紙の工房を地域活性化センターの100パーセント補助で作らせていただいたわけですが、残念ながらあそここの場所等々の関係もございまして、現場での体験工房につきましてはほぼ実績値が出てこないというような状況でございます。

それで私どもの方がいろいろなところに売り込みをしているわけでございます。例えば酒のラベルにどうだろうかという話をするわけですが、なかなか製品的に向こう様が期待をするような品物が今のところできあがらない状況でございますので、この辺をちょっと解決しないとまずいのかなという部分がございました。

あとやはり小・中学校の皆さん方の体験学習という部分ではまだまだ営業部分が足りないのかなという考えがございますので、これについてももう少し手を入れていきたいと、こういうふうに考えております。以上です。

宮田俊之君 1点だけお願いします。1ページでも7ページでも結構なのですけれども、流動資産の中で貯蔵品の中身ですね、390万円ということで。今ほど大変厳しいという話はわかったのですけれども、この貯蔵品の中身が実際財産目録の方でも金額だけ載っておるわけですが、万が一清算するにあたってこれが売却できるような貯蔵品なのか。それと予算書の中でこの貯蔵品に関する利活用についての記述がないのですけれども、内容を。利活用もできないような貯蔵品なのか、その辺についてちょっとふれていただきたいと思えます。

産業振興部長 主にこの貯蔵品というのはあそこに売店とかそれから自販機があるわけですが、それとセンターの方には土産物も販売してございますので、そのような物だということでご承知おきいただけるかと思いますが。

宮田俊之君 そうしますと棚卸資産というような扱いなのでしょうか。備品の残高といいますが、要は減価償却に対応する科目なのかどうかという部分についてお願いします。

産業振興部長　あくまでもこれは営業のために使う品物、要は売り物、商売物というか例えば食材、そばであればそばを買っておいてあって、それをお客さんが来たら出してするというようなそういう部分の貯蔵品の部分でございます。一般的にいう備品という　備品というのはそれを活用しながら何かをする、例えば車であるとかテレビであるとかそういう部分のものだと思いますので、あくまでも貯蔵品。そこから出して営業行為に使うと、消費していくということによろしいのではないかと思います。

笠原喜一郎君　コシヒカリ紙についてお聞きをいたしますが、今年の洞爺湖サミットのときに使われたというようなことで、なかなか注目をされたりしたわけですがけれども、その販売の中で飾一さんがその部分を非常に受けるというようなそういう部分があったというように聞いているわけです。けれども、飾一さんが事業的に倒産とっていいのでしょうか、という中で、今後の販売の見通しというか、あるいはどういうふうにやっていこうとしているのか。その辺をお伺いいたします。

産業振興部長　まずコシヒカリノートにつきましては大変好評でございましたし、残部の分については私どもの方で今、個別販売をしてございまして、ほぼ在庫もないような状態でございますので、それについてはよろしいかと思います。それから飾一さんとの関係につきましてはその部分をご紹介いただきましたし、一般的な商行為としての品物を納入していただきまして、それに対してちゃんと代金をお支払いしたということで決着をしております。

それから今までもどちらかといいますと飾一さんは技術指導の部分の方が大きかったですし、それからいろいろなメーカーさんを紹介していただけたというような部分でございまして、飾一さんを直接経由していろいろな取引ということはほとんどなかったというように思っております。

今、私どもの方で話がきているのは、新潟の方の紙会社、これは飾一さんの紹介でしたけれども、2社ほどございましてそちらとのいろいろな絡みの、例えば原紙だけを、紙だけを供給する部分もございまして、それからうちの方である程度加工したものを引き取ってもらうというのもございます。そういう部分でございまして直接的には関係ないのかなと、こういうふうになってございます。

岩野　松君　関連してですけれども、この数字的にみますと昨年度の決算でそのコシヒカリの収入が480万円とありますが、今年の予算をみますと約700万円という　そのほかも入っているのでしょうかけれども、という見込みがあります。去年はそういうかたちでサミットや何かにも使われてもなおかつ480万円だったのか。今年はそれより多く見込める要素と、それからそういうのは本当にどういうかたちで予定として見込めるのか、お聞かせください。

産業振興部長　昨年の分につきましてはコシヒカリ紙ノートも含んでの額でございます。それでこの後どうなるかという部分もあるわけでございます。うちの方も先ほど言いました新潟の紙問屋さん、それから紙商社さんがあるわけですが、そちらの方といろいろご相談を

申し上げて一部は商品化しているものもあるのですが、それが即かたちとして何百万それから千万円単位になるというようなことをちょっと今のところ考えにくいと思っていますが、小さくてもしょうがございませんのでコツコツと稼ぐというような状況でございます。今のところ予算にあげた分程度しか見込んでいませんので、もう少し努力させていただきま

す。

岩野 松君　　そうすると増額になるというか収入増になる具体的なめどというのは見えてないというふうに考えていいわけですね。せっかく作ったものですので我々もPRなんか

も努力したいと思えますけれども、特産品になればなという思いがありますが、ぜひよろしく

お願いします。

中沢俊一君　　周遊ができないということが、あそこに観光客が来ない一番の大きな原因

になっていると聞きました。本当にいろいろなかたちで崩れていることが繰り返されている

わけでありまして、県の方はそれに対して今後を含めて、どこまであそこに対して力を入れて

くれるのか。その交渉と申しますかその辺は進んでいますかどうかが聞かせてください。

産業振興部長　　今までも度々とにかく県道部分　　今は市道部分がやられているわけ

でございますが　　ありましたけれども、やはり県の一貫した考え方は万が一と。その災害、

人命災害等々が起こった場合どうするのと、この部分1点でございます。それからこの部

分がある程度解消できなければ当然交通止めを解除するとか、そういうのはないということ

でございますので、例えば秋口の紅葉シーズンにどうしても開けてくださいと言っても、

いやまだ上の方にちょっと亀裂があるとか、石がころころ落ちてきているとかという部分で

安全が確認できないというようなことで、そういう部分では非常に時間をかけているよう

でございます。

ただ、その部分と私どもの営業の部分というのは、必ずしも無理をしてまた人命的な事故

が起こってもこれもまずいわけでございますので、その辺につきましては抜本的な対応をや

はり県の方から今後もしていただく中で、余りそういう交通止めにならないような現場の工

事をやっていただくと、それしかないのかなと思います。ただ、では公共工事をやるため

にまた2年も3年も交通止めにされますと、もうその間に公社がつぶれてしまうというよう

な状況もございますので、非常に私どもとしてはお願いをしたいけれども、ではあった場合

にどうするというふうに、逆に反論をくらうと、そうですねというようなかたちに引き下

がることもありましたので、そういう部分も含めて県の方には安全を確保した中で、交通止め

を解除していただきたいというような内容で今までもやってまいりました。

中沢俊一君　　1,000億円を越えるダムの建設工事の中でも、本当に観光スポットとし

ついていかがでしょうか。

産業振興部長 その辺が先ほど言いましたがお互いにリンクする部分がございますので、私どもの方はいつもそうなのですが1日でも早く通してくださいとか、使わせてくださいというお願いも当然するわけでございます。市道の関係ですと春先には早く落石をした石を片づけてくださいというようなかたちの中で早めに、できれば5月の連休に使えば一番いいわけですので、そういう対応はしております。が、どうしても安全の部分、相手さまの関係もございますので、その辺と相談をさせていただきながら私たちの方のお願いもしていくということで考えてございます。

若井達男君 1点お伺いします。21年度の事業計画に出ておりますが、公益法人法が改正されたわけですが平成25年度までには今ある公益法人は何らかのかたちをとりなさいと。それは一般公益法人に進むのか、それともやはり新公益法人とするのかということこれからここでも検討を進めるということが書いてあるわけですが。方向性とするどどちらの方向が考えられるわけだか。どちらの方向で進めていくのか、その辺の基本的な考えは今、出ておりますか。その点をお願いします。

産業振興部長 まだ市の方としてこういうかたちでいきたいなという基本方向はまだ出てございません。ただ、公社の方からも市の方と本格的な協議をしたいというようなことの申し入れはあるのですが。一般的には寄附行為の部分が一般的にやれる部分、それからもうそういうのを取れなくて一般法人と同じように税金を払うというような部分に大別されるのかなと思いますので、その辺、今のこのしゃくなげ公社がどちらの方のタイプとしていくべきなのか。

この21年度の計画を見まして、計画というか21年度の計画を実行して、来年の実績が出るわけでございます。その中で今、公社の方とはある程度場合によっては抜本的な検討をここには載せざるを得ないかもしれませんがということの、もう既に2~3年くらい前から言っておきました。今年の結果を見て改めて、今度はもう一步も二歩も踏み込んだ中でしゃくなげ公社の存在の在り方についても検討しなければならないのかな、というような状況かなと思っています。だから今の状況では、市の方としてはどちらという基本路線をまだ考えておりませんし、指名した時点でもございません。

若井達男君 今の時点の考えはそういったことだということですが、やはり一番心配されることは公益法人改正は、公益法人という名の下に、例えば漢検、漢字検定協会そういったところが税を逃れ、一番指摘されているわけです。この事業目的の中に販路の開拓を行う、販売促進を図るとこういったものを進めていったときに、これは社団法人でも財団法人でも、事業計画の中の50パーセント以上公益性のある事業を行わなければ一般法人ですよという扱いになるわけです。この事業計画の中には先ほど何人かの議員の中から利益、利益、販売、販売というようなことが出ているわけです。その辺が果たしてこの利益の追求をしていったときに財団で得られるかどうか。その辺が大変心配になるところですが、これからの期間は確かにありますけれども、やはりこれは検討していく中に大きなウエイトの部分だと思いま

す。ひとつ十分に公社の方と市の方と、お互いその辺の対応を協議していかなければならないのではないかとこのように考えておりますが、その点いかがですか。

産業振興部長 先ほど言いましたが、今年21年度の結果を見ながら多分抜本的な検討をせざるを得ない部分がございますので、その中で今ほど言いましたが一般法人で税金を払ってもいいのではないのかとそういう経営体質をされるのか、いやとてもじゃないけれどこれはそこまでいきませんよと。そうするとあくまでも公益法人でいって、少なくとももうけは出ないけれども税金は免除してもらおうぐらいのやり方という、この2方向しかないと思います。この辺、今年の1年の経過を見ながらひとつ検討をさせていただきたいと思います。

高橋郁夫君 先ほどの答弁の中で貯蔵品についてですが、私なんか考えると棚卸商品の部分になるのかなとは思うのですけれど。

あともう1点はパソコンのホームページが固定資産に扱われているわけですね。そこから辺、やはり固定資産として入れていっていいのかどうなのか、そこから辺。あと金額が載っているわけだけれど根拠はどういったものから出しているのか。

産業振興部長 先ほどの貯蔵品の関係、棚卸資産で結構でございます。私の方も棚卸資産だけでも貯蔵品なのだとそういう話の中でしておきましたので、そういうつもりでよろしいかと思います。

それからホームページは作成費を多分外注をしまして、それが無形固定資産か何かでもって償却をするというふうなかたちになると思われま。もしあれでしたらまた後で調べて報告申し上げます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 以上で財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

議長 ここで昼食のため休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

(午前11時58分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時10分)

議長 ここで総務部長より発言の申し出があります。これを許します。

総務部長 先ほど10号報告の時に岩野議員からご質問があった、土地開発公社の経営状況の報告の中での、取得買取年月日をご報告申し上げます。野世ヶ原公共用地につきましては昭和55年5月15日、長森総合野外運動広場用地につきましては平成5年5月25日ということでございます。以上でございます。

議長 日程第15、第12号報告 財団法人八海山「白の世界」文化村の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。

教育次長　それでは第12号報告　財団法人八海山「白の世界」文化村の経営状況を説明する書類の提出についてご説明をいたします。この報告につきましては、下にあります地方自治法第243条の3第2項に基づきまして、市が出資している法人について、その経営状況を説明する書類を議会に提出するものであります。平成20年度の決算及び事業報告及び決算、それから21年度の事業計画についてご説明いたします。

資料に平成20年度の実業報告及び決算報告があるかと思いますが、それをご覧いただきたいと思ひます。財団法人八海山文化村「白の世界」の実業報告と決算内容であります。1ページ目ですが、平成20年度の実業報告であります。大きく分けて三つあるわけですが、1番目の収蔵作品及び企画展示といたしまして、ここにありますように5つの区分にしたがひましてそれぞれ展示した内容がここに掲げてあります。年間入館者数の有料であります、9,405人。総入館者数が9,970人ということでありまひす。ここ数年1万人ちょっとくらいで推移してきたわけですが、今回はまた前年度に比へまして約700人くらい減少しているといった内容であります。

2番目のスケッチ・写真コンテストにつきましては、前年度と同じような内容でありまして、「八海山を描く」というテーマを元にスケッチコンテストを行ひました。応募総数が168点ということでありまして、前年度に比へまして約60件ほど増えてあります。白の世界写真コンテストであります。これも例年やっている内容であります、応募総数424点ということで、これも前年度に比へまして50点ほど増えてあります。

3番目の企画事業コンサートであります、ピアノトリオからの招待状以下四つの企画事業を行ひて、クリスマスコンサート2008をやひまして合計373人の方が入場しているといった内容であります。以上が主な事業報告であります。

続きまして、3ページ以降につきましては決算報告書の内容であります。最初に6ページをご覧いただきたいと思ひます。収支報告からご説明をいたします。6ページに収支計算書がありまして、7ページに歳入の内容、それから9ページに歳出の内容がありますのでご覧いただきたいと思ひます。

6ページの収支計算書であります、収入の部といたしまして、基本財産運用収入であります。3,017,547円ありますが、これにつきましては7ページ目の一番上の所に、基本財産運用収入というところがあります。主な内容といたしまして、配当金収入ということで300万円あります。日本容器工業株式会社投資有価証券の配当金であります。

6ページ目に戻りますが、2番の会費収入34万6,000円あります。これにつきましては、7ページ目の2段目にあります会費収入でありまして、友の会の会費収入ということで、34万6,000円となっております。

3番目の寄附金収入であります。予算300万円ありますが、ゼロとなっておりますけれども、これにつきましては一つとびまして、補助金収入のところ市の方に指定寄附をされて、こちらの方に入ったといった内容で、決算上はゼロとなっております。

の実業収入であります、1,187万3,000円の内容であります。これにつきましては

は、7ページの4款のところに事業収入とありまして合計が1,187万3,000円で、主な内容としたしましては入館料が485万円、それから売店の売上が533万9,000円といったのが主な内容となっております。

の補助金収入であります、これは市からの補助金の内容であります。これも7ページの5番の所に補助金収入とありまして、予算額600万円でありましたが指定寄附を150万円、150万円、9月議会、12月議会の補正で受けまして900万円の決算となっている内容であります。当期収入合計が2,435万1,000円の内容であります。

支出の部であります、合計が2,417万6,200円ということであります。これについては、9ページのところにその歳出の内容が出てきております。歳出のところの決算本年度額一番下のトータル、計がありますが、ここが2,417万6,000円という内容で、先ほどの数値と一致する内容であります。管理にかかる費用ということでありまして、主な内容としたしましては、上から3段目であります798万2,000円の職員3人分の給与手当等であります。そのほかここにありますようにそれぞれ光熱水費等々、あるいは事業にかかった費用の歳出合計が2,417万6,000円という内容であります。

6ページ目に戻っていただきますが、当期支出合計が先ほどいいました2,417万6,000円でありまして、差し引きいたしますと17万4,895円の黒字といった内容となっております。

その下の正味財産増加額の計算額がありますが、当期の正味財産の計算をしてあります。主として、当期減価償却が503万円あったというのが主な内容でありまして、合計としたしまして495万8,000円の減といったのが今期の内容であります。

ページを戻りまして、5ページ目をご覧くださいと思いますが、6ページ目に貸借対照表が載っております。資産の部としたしまして、流動資産としたしましてここに掲載されている内容で、合計しまして608万4,530円となっております。固定資産の部であります。(1)の基本財産であります、定期預金が500万円、投資有価証券、先ほどいいました投資有価証券として3,000万円あります。有形固定資産であります、建物、付属設備等々の内容が合計8,763万7,627円です。そのほか無形固定資産、その他固定資産を合計いたしますと、固定資産の合計が1億2,731万4,000円となっております。資産の合計が先ほどの流動資産を加えますと、1億3,339万8,000円という内容であります。

2番目の負債の部であります、流動負債としたしまして未払費用等で72万8,075円あります。固定負債としたしまして、長期借入金が4,350万円ということで、負債合計が4,422万8,000円といった内容となっております。

3番目の正味財産であります、正味財産としたしましては、8,917万922円といった内容で、負債及び正味財産の合計が1億3,339万8,997円というのが、貸借対照表の内容となっております。決算の内容については、以上であります。

続きまして、21年度の事業計画及び収支予算書についてご説明をいたします。めくっていただきまして1ページ目であります。ほぼ前年度と同じ内容となっております。1ページ

目に21年度の事業計画であります。企画展示につきましては、富岡惣一郎画伯の白の世界の作品を、このように三つに分けてそれぞれ展示するといった内容であります。それから特別展示、企画展、イベント等につきましてもほぼ前年度と同じような内容で八海山を描くコンテスト、それから白の世界写真コンテスト、それからそれぞれのコンサート等が内容であります。

一つこの21年度の事業といたしましては、特別展、企画展の中に8月1日から9月6日の間に熊井恭子作品展というのが、この年度の独自の展示であります。熊井恭子さんにつきましては、現在、長岡造形大学の教授ということでありまして、繊維、布地等あるいはステンレスの金属系を使ったオブジェクト等の作品をつくっておられる方でありまして、日本の第一人者というふうなことの説明でありました。事業計画については以上であります。

めくっていただきまして2ページ、3ページ目ではありますが、21年度の収入と支出で、それぞれ掲載されております。ご覧になっておわかりのように、前年度と同じ金額の予算を組んであります。20年度決算におきましては予算に比べて350万円ほど少なかったわけではありますが、21年度につきましても、努力目標を含めまして前年度と同じ内容でがんばっていききたいというふうな予算を組んでいる内容であります。以上簡単ですが、説明を終わります。

議 長 質疑を行います。

腰越 晃君 何が聞きたいかという、やっぱりこの施設はきちんこの地域の財産として、安定的に将来に残していくべきだろうと。そういう立場なので誤解をしないでください。歳入で寄附金収入300万円予算があったわけですが、決算的にはゼロということで、こういった美術館であるとか博物館であるとか、やっぱりその町の市民の文化レベルがわかるというかそういった側面も そういった施設をみればわかるという面もあるかと思えます。

そういう中で、やっぱり市民みんなでこういった施設を守っていこうというような考え方の中で、イベントを数多くやるということもいいことだと思うのですが、やっぱり教育委員会としてもっとより積極的に何か運営費用これを市民から募り、集めていく、維持していく。そういった運動なりがあってもいいのではないかなというように、常日ごろ思っているところでもあるのです。

この富岡美術館、今年も私行ってまいりましたけれども、やっぱりあの立地条件であるとか、あの内容であるとか、なかなか一般的とは言えないかもしれませんが非常に価値がある物だと思っておりますので。教育長の、そういったもう少し市民へのPRであるとか、維持管理関係の方の寄附金の協力を要請するとかという所を、お考えがあればお聞きをしたいと思います。

教 育 長 大変貴重な提言だというふうには受け止めておりますが、ご承知のとおり財団法人でございますので、私どもが市民に寄附の呼び掛けをするということがどういふものであるか。問題がないのかどうか、その辺のことも検討はしたいと思います。

ただ、今現在も「友の会」というようなかたちで、金額としては余り大きな額にはなっていませんけども、こういう取り組みをしてきていますので、こういう部分をもう少し市民全体に広げていけないだろうか。その辺のところを含めて検討してみたいとこのように思います。

宮田 俊之君 細かなところですいません。1点教えてください。4ページ、5ページ目で負債の部の方にあります未払費用で社会保険料他となっていて、62万7,785円ということです。これは3月末の時点で未払費用となっておりますが、社会保険ですから月々納入したりするわけでしょうけども。それでそのまま9ページ目を見ますと、上から5行目ですか、福利厚生費ということで区分がなっております、150万円入っています。左を見ますと管理費と事業費ということで分かれております。この中身ですね、普通の法定福利費ではなさそうにして、予算を見ますと中退の共済も入っているのですが、これは福利厚生費として60万円、何らかしら事業をなさっておることなのではないでしょうか。この中身をちょっとご説明いただきたいと思います。

教育次長 未払費用ということで社会保険料と出ているわけですが、これは3月末で切ったときに、そういった月の関係、日にちの関係だと思って未払費用と理解しているわけですが、9ページ目の150万3,878円というのは社会保険料とあるわけですが、これが普通ですと職員あるいは臨時職員がいますと、それに対する共済金とかそういった社会保険料の関係だと理解していたのですが、それ以外にまた特別な社会保険料があるかと言われると、ちょっとそこまでは理解しておりません。普通の職員に対する社会保険料かなと考えております。

宮田 俊之君 では、後ほどでも結構なのですが、人件費の額がそこまでないのですよね、正直言います。それで法定福利でこれだけの金額をかけるというのは、普通はあり得ないのではないのかなと。何らかの福利厚生費として何か事業をやられていて、その未払いが残っているのではないかと考えた方が自然だと思うのですが、月々社会保険は納入されているわけですよね。残高が60万円3月末あるわけですから、何かしら事業をやっていないと、ちょっと説明がつかないのではないかとと思うのですが、後ほどでも結構ですのでお願いいたします。

教育次長 はい、ただいまの件については、後ほど答弁させていただきます。

岩野 松君 私の聞き違いか説明がなかったのか、7ページの基本財産利息収入、その次に配当金収入というのがあるのですが、日本容器工業投資有価証券配当金というのが、私には非常に唐突な感じがあるのです。これはどういう関係でこういう配当金収入があって、どうなったのかというのを説明いただきたいと思います。

教育次長 はい、この配当金収入300万円ですが、これについては基本財産が3,500万円あるのですけれども、そのうち3,000万円については、今まで預金とかそういった所に積んで利子等を運用していたわけですが、利子が非常に安いと。そういった関係がありまして、この日本容器の有価証券を購入しようと。購入してこれが当然基本財産ですの

で、理事会、県の許可等があるわけですがけれどもこちらの方でやって、この有価証券を購入しますと1割配当ということで、かなり普通に銀行に預けるよりも有利というふうな内容であります。

それでこの日本容器工業株式会社につきましては理事長が所有している会社であります。そういったこともありまして、こちらの方の有価証券で運用させた方が有利だと、そういうことでやっている内容です。

岩野 松君 大体わかりました。いい関係ができてそうになっていくといいなと思いましたが、21年度には予算に数字が出てないのですけれども、そこらへんはどう解釈したらいいのでしょうか。

教育次長 はい。この予算につきましては基本財産運用収入2万円ということで、通常銀行に預けるかたちになったの予算ということで財団法人に組んだわけです。けれども、これらについてはまた有利な方法で 予算はこういうふうな内容でありますけれども、もし許すならば理事会等で諮った中で、こうしたまた有利な方で運用していくことも十分考えられます。けれども、予算上は一応例年どおりの内容ということでやっております。

20年度も同じ内容で、前年度予算をこういったかたちで組んだわけですがけれども、実際にはこういった有利なかたちをとったわけですので、21年度についてもそのようなかたちで考えていくと考えています。

岩野 松君 株を買って、その配当金があったというふうに解釈したのですけれども、ではそれはもう売っていないのですか。私、一度買った株をそうちょくちょく売ったり買ったりするということは普通は。これだけのまた配当がある場合、有利だということでしたと思うのですけれども、そこらへんはどう考えたらいいのですか。今はではこの日本容器工業の有価証券分は、手持ちがないのですか、どうなのですか。今年分としての予算に全然出てこないけれど、今年は配当がないかもしれないということであげなかったというふうに解釈していいのでしょうか。

教育次長 この予算につきましては、そういうことで例年と同じようなかたちで予算を組んでいるわけですがけれども、岩野議員さんが言われますように、株をまた手放したということではなくて現在もまた株で持っているわけですので。そういった内容で予算上はこうなっておりますけれども、決算上はまた同じようなかたちで出るかというふうに思っております。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

牧野 晶君 途中参戦ですいませんが。配当金が云々ということだったのですけど、例えば持っている株について、簿価と今の実勢価格があるわけですね。その点、こうぱつと見ると300万円ということでもいいなという思いがあるのですけど、でも実際のところまた落ちていけば、プラマイという点でいえば、マイナスになっていくわけだし。そこがどういうふうになるのか、そのところお答えいただけるとありがたいです。

市 長 経過はそういうことでありまして、日本容器の最終決算を待たなければ配

当がどうだということがはっきりしませんので、こういうことにしてあります。それでよろしいですか。簿価なんかわかりませんよ、まだ。「評価」の声あり）評価はもう3,000万円あるわけですから、それを買っているわけですから。これは一部上場ではありませんので、確か。日本容器は確かそうだと思います。ですので、理事長の好意でこの基本財産の運用について、もっと考えなければということでこういうことをしていただいているということがあります。そういうふうにご理解いただきたいと思います。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 以上で財団法人八海山「白の世界」文化村の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

議長 日程第16、第13号報告 専決処分した事件の承認について(平成21年度南魚沼市老人保健特別会計補正予算(第1号))を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長 第13号報告についてご説明申し上げます。このたびの補正は、平成20年度の老人保健特別会計におきまして、医療諸費に対する国庫負担金が満額年度内に交付されないということで、歳入不足になるということでありまして、そこで、平成21年度南魚沼市老人保健特別会計から繰上充用させていただくということがございます。歳入歳出の予算をそれぞれ434万4,000円増額し、歳入歳出の総額を954万4,000円としたいものであります。詳細につきましては市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

市民生活部長 それでは平成21年度南魚沼市老人保健特別会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。お手元の平成21年度南魚沼市老人保健特別会計補正予算書の10ページ、11ページをご覧くださいと思います。お開きいただきたいと思います。なお、この老人保健会計につきましては19年度で廃止をされておりまして、一応、平成22年度までは経過措置として存続をするという内容でございますので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

歳入の2款1項1目であります医療費国庫負担金434万4,000円ではありますが、今ほど市長が提案理由で申し上げましたように、平成20年度分にかかる歳入の予算であります。国における国庫負担金の確定の時期であります、確定の時期が、各保険者の見込申請額により、ある程度見込みを付けて確定をするというような制度、仕組みになっております。その時点における申請額と実際の確定した数値にずれがあったということで齟齬が生じたので、平成20年度においては、結果的に歳入不足、赤字決算になるわけでありまして、年度間における予算過不足が生じますので、ここで繰上充用いたしまして補正をするものということでありまして。

12～13ページをご覧くださいと思いますが、歳出の5款1項1目前年度繰上充用

金といたしまして434万4,000円ありますが、前年度繰り上げ分といたしまして、ここで補正をするということで資金収支をここであわせるという内容でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上で説明を終了いたします。

議長 質疑を行います。質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 お諮りいたします。

第13号報告 専決処分した事件の承認について(平成21年度南魚沼市老人保健特別会計補正予算(第1号))は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第13号報告は、提出のとおり承認することに決定いたしました。

議長 日程第17、第52号議案 南魚沼市職員の定年等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第52号議案 南魚沼市職員の定年等に関する条例等の一部改正についてご説明を申し上げます。最初におわびを申し上げます。本件は、市立城内病院を市立城内診療所として開所改装をさせていただくため、3月定例会で南魚沼市医師就学基金条例等の一部改正を改正する条例で4本の条例改正をご決定いただきました。その折、改正漏れがあったものでございまして、今回3本の条例を改正させていただきたいものであります。まことに申しわけありませんでした。おわび申し上げます。

内容であります。第1条では南魚沼市職員の定年等に関する条例の部分であります。医師及び歯科医師の定年が65歳である旨のただし書があるわけですが、この前に「病院において」とある部分を削除させていただきたいものであります。

第2条は、南魚沼市職員の給与に関する条例の部分であります。この条例の第2条中、「市立病院」という文言を削除させていただき、第16条の2及び別表中に記述があるわけですが、この中に「市立病院」これを、城内診療所を包括した「市立病院等」という文言に訂正をさせていただきたいものであります。

第3条では、南魚沼市職員の特種勤務手当に関する条例の部分であります。第7条第2項に「市立病院」という文言がありますので、これを「南魚沼市立ゆきぐに大和病院及び城内診療所」に改正をさせていただき、あわせて第8条5項で引用する部分の項ずれを訂正をさせていただくものであります。

2 ページ附則でございますが、公布の日から施行とし、それぞれ平成 21 年 4 月 1 日から遡及適用とさせていただきたいものであります。以上で説明といたしますがよろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

議 長 質疑を行います。

岩野 松君 今回の条例には関係ないのですけども、ここに医師及び歯科医師の定年が 65 年とありますが、65 歳という意味なんでしょうけれども、それ以外のお医者さんで例えば、日替わりで来ておられるとかそういう人たちは年齢制限というのは考慮する必要はないと考えていいわけですね。

総務部長 常勤の職員の定年に関して決めたものでございますので、私ども一般職員は 60 年、60 歳と書いてありますし、病院に勤務される先生方については 65 歳という意味であります。臨時任用される場合は、これは定年という概念はありませんので、仮に 65 歳の方を臨時任用されるということもあり得るということでもあります。65 歳以上の方ですね。以上でございます。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第 5 2 号議案 南魚沼市職員の定年等に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第 5 2 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 18、第 5 3 号議案 南魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第 5 3 号議案 南魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。市職員の給与に関する条例第 11 条に基づきまして、職員の特殊勤務手当について定めている条例であります。現行条例では、防疫等作業、死体処理等、消防特殊業務、夜間看護、救急等業務、時間外等特殊業務 これを対象は医師の方ですが、6 種類の定めがあります。今回 7 条で規定されている救急等業務手当について改正をさせていただきたいものであります。医師以外の職員が救急医療当番日に宿直勤務を割り振られ、救急業務に従事したとき 3,000 円の支給があったところであります。

事務職員については、1 名体制から 2 名体制として業務の軽減を図ることもありまして、行政職給料表の適用を受ける職員には支給をしないこととし、いわゆる薬剤師さん等医療技

術者に限定をして支給を行おうとするものでございます。附則で平成21年7月1日から施行をしたいというものであります。以上でございますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。以上です。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。

第53号議案 南魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第53号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19、第54号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 それでは54号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部改正につきまして、ご説明を申し上げます。お手元に改正条例本文のほかに資料といたしまして、新旧対照表を添付してございますので、ご覧をいただきたいと思っております。今回の改正の趣旨でございますが、国における少子化対策の観点から、出産育児一時金の見直しがなされました。平成21年10月1日から平成23年3月31日までの経過措置といたしまして、現行35万円の出産育児一時金を4万円引き上げて39万円とするものであります。

ご覧のように附則に第8項を加えまして、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間にかかる、出産にかかる一時金に関する経過措置規定を設けたものでありまして、条例本文第5条第1項に規定する「35万円」を「39万円」にするものであります。

改正条例本文に戻っていただきたいと思っておりますが、下段の附則といたしまして、施行期日でございますが1といたしまして、この条例は平成21年10月1日から施行するということでありまして、2といたしまして記載のように経過措置規定を定めたものでありまして、ご覧をいただきたいと思っております。

なお、出産育児一時金につきましては、このほかに既に産科医療補償制度に加入している産科医等が出産した場合には、さらに3万円を加算するということが改正がなされておりますので、今回の改正を含めまして合計で42万円が支払われるということになるものであり

ますので、ご理解をいただきたいと思います。以上でご説明を終了いたしますが、よろしくご審議の上ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 質疑を行います。

腰越 晃君 少子化対策の一環ということでまことに結構なことだと思うのですが、これがどうして1年半という時限立法なのかちょっとわからない部分でもあるのですね。やはり1年半たてば、恐らくこの措置というのは継続なるものなのかどうなのか。これは国の方で決まっているということであれば、市町村がどうこう言う問題ではないのかもしれませんが。市町村として仮に経過措置であったとしても、この間だけ子どもをいっぱい産んでもらえればいいという、そんな考えをもっている人はいないと思います。その後についてはどのようにお考えになっているのか。そのところをきちんと説明できるのであればお聞きをしたいというように思います。

市民生活部長 今言われるとおり、緊急少子化対策ということで今回の補正景気浮揚の関係の一環で、この部分が出てきたんだろうというように思いますが。情報といたしまして、1年半の暫定的な措置であります。舛添厚生大臣の談の中から推察すれば、その間に抜本的にこの政策をもう1回見直したいということでもありますので、多分その裏といたしましては、この制度がもっと拡充されるなり、このままいくなりという報告で、これより後退するというようなことにはならないだろうと。国をあげて少子化対策に取り組んでいる今の情勢をみれば、そういうことだろうというふうに私は理解しております。この1年半でもっとより良く改善なり、検討をしたいということの談話が出ていますので、そう心配はしなして、これからもっと拡充されていこうという考え方を持っています。その程度であります。

和田英夫君 大賛成の内容であります。これがこの6月議会で決定して、市報で報道されて定着をしたとして、よし、わかった。がんばりましょう、と言ってから10月1日に間に合いません。もし、これが本当に少子化対策だったら、決定して10カ月ぐらい先から施行しないと、せっかくのこの趣旨ができないのではないですか。今いいのがありますかね、6、7・・・10、4カ月か5カ月でおめでたというのは難しいと思うのです。せっかく効果的にこれをやろうという、方向はいいんです。いいが、せっかくだったらここから6月から10カ月後ぐらいからやりますよという、これがさらに効果が出ると思うのです。どうですか。

市 長 詳しいことは避けますけれども、周知そのものは、もうこういう措置をする以前から新聞等で相当進んでおりますし、きっちり10カ月で、今日から10カ月後だということではなくて。だって今までも妊娠されている方でもこれに該当できるということですから、その方がやはりより幅広い。これから、ではそういうお金が出るからという人は、これからまだ期間が十分ありますから、そういうふうに努めていただければいいわけです。どうでもこれに該当させるために新しい人だけということではないと思いますので、そういうふうにとつとご理解いただきたいと思います。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第54号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第54号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第20、第55号議案 南魚沼市介護保険条例及び南魚沼市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長 それでは第55号議案 南魚沼市介護保険条例及び南魚沼市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。この二つの条例の改正であります。内容は全く同じでありまして、それぞれの条例でもって規定をされております保険料の12月分の納期限について、今現在の条例では12月16日から12月25日というふうになっているものを、12月16日から12月31日とするものであります。12月31日とする理由としましては、金融機関。12月については金融機関も31日まで営業しているということもありますし、住民税、それからその他の料金の納期と整合を図るということで、12月25日を12月31日とするものであります。

新旧対照表を見ていただきますと、3ページには第1条関係で、南魚沼市介護保険条例の関係ですが、第4条第1項に規定する納期は7期になりますが、納期限を12月31日にするものであります。4ページであります。2条関係でありますけれども、南魚沼市後期高齢者の関係でございます。本則の4条の1項及び附則の2条の2に規定する納期は9期になりますが、納期限をそれぞれ12月25日から12月31日に改正をするものであります。附則としましては、公布の日より施行するというふうにするものであります。以上、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願いいたします。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第55号議案 南魚沼市介護保険条例及び南魚沼市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第55号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第21、第56号議案 上田長尾氏史跡公園条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長 それでは第56号議案 上田長尾氏史跡公園条例について説明をいたします。まず、この史跡公園の概要と経過等についてでございますが、この公園につきましては、現在坂戸地内でございますが長尾正景公の墓所の隣接地に当たります。それで用地につきまして、土地4筆、面積で約1,600平米でございますが、土地所有者の方から12月に寄附採納の申し出がございました。

それから構築物といたしまして、上田長尾氏5代の顕彰碑。これは景勝公のご先祖、景勝公を含んで5代前の皆さん方でこの5代ということになりますが、5つの顕彰碑。それから、直江兼継公の顕彰碑が1基、それから隣接地との境をやるということ、若干堀がございますが、堀その他附帯施設一式というようなことで、これにつきましては昨年9月でございましたが、この上田長尾氏5代の顕彰碑を造ろうということ、3人の方から指定寄附で350万円をいただいたわけでございます。それを上田長尾氏史跡公園整備実行委員会に天地人推進事業補助金として、このいただいた350万円を実行委員会の方に逆に補助金で支出をいたしまして、実行委員会ではそれに自分たちの持ち分を加えまして475万円で構築物の方を整備をしたということです。

こちら12月にこの構築物一式ということで、寄附採納の申し出がございました。その時点で教育委員会の方と協議をさせていただいたわけでございますが、ここについては本来の文化財ではないというようなことがございまして、天地人を契機とした観光施設というような位置づけの中で、商工観光所管として寄附を受けたものでございます。

それで同じような史跡公園が城内地区に、長森新田という所なのですが、現在教育委員会所管で関東管領上杉顕定公史跡公園こういう条例がございまして、この例もございましたので今回私どもの方でも、上田長尾氏の史跡公園というようなことで、条例提案をして、設置をさせていただきたいという内容でございます。

それでは条例の方のことでございますが、第1条では設置のこと、それから第2条で位置、それから第3条で管理、それから第4条で使用料、それから第5条、第6条では使用の制限とか行為の制限をしたものでございます。特に難しいということはなく、一般的な設置条例というようにみていただければと、こういうふうに考えておるところでございます。附則としまし

て、この条例は公布の日から施行するという内容でございます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。以上でございます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第56号議案 上田長尾氏史跡公園条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第56号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第22、第57号議案 南魚沼市水道給水条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

水道事業管理者 それでは57号議案でございますがご説明を申し上げます。南魚沼市水道給水条例の一部を改正についてをご説明申し上げます。先般お話がありましたように、景気回復の一環としまして、7月分から11月分までの期間限定であります。各種基本料金の約半分以上を減額するというようなことで条例を改正するものでございます。全部これは附則の方でやらせていただきたいと思います。

附則の次の1項を加えるというようなことで、平成21年7月分から同年11月分までの料金の特例処置というように扱っております。それで6項でこれを謳っております。一般の基本料金「2,415円」というのは「1,155円」におきかえるというように意味合いで、ずらっと出ております。それから特殊的な温泉、公衆浴場ですが「4万9,350円」とあるのは「2万3,520円」というようなことで、全部半分以下に一応定めました。それからこの附則の一番最後にありますが、7月1日より施行するというようなかたちでご了解を願いたいと思っております。以上、よろしくご審議の上、ご決定を願いたいと思っております。

議長 質疑を行います。

腰越 晃君 これも時限立法で4カ月になりますか、半額というのは非常に歓迎すべきことであろうと。また、この間の市の水道事業の運営について一定の評価ができる内容でもあろうと思うのですが、やはりどうして4カ月間なのかというのは一般市民であれば当然疑問に思うところでありまして、そのところをご説明願いたいですし。

あとやはりある程度恒久的に下げていくという方向で検討ができないのかどうか。これは

半額でなくても一定額下げていくという方向での検討はされなかったのか。また、それについて今後考え方があればお伺いしたい。

水道事業管理者 期間限定につきましては、ここは冬季間が概算払というかたちになっております。12月分から6月分までが概算払というようなことで、毎月決まった金額を徴収しているというようなことで7月清算になっております。6月分が清算になっていきますので、本当に使った期間だけを限定しないとなかなか冬季間になると難しいというようなことで、水量に対しての超過料金をやるのであれば別ですが、基本料金ということになると幅広くみんなにいくというようなことから基本料金を決めました。基本料金の減額を。

それから、将来的にどうなるんだというようなお話がありましたが、できるだけ今のようなかたちで、今ちょうどうちの方は中央の更新等を図らなければいけない時期でございます。そこらあたりを踏まえた中で、将来的に料金をどのようにしていくかということ、一応うちの方のビジョンでも謳ってあります。そこらあたりを踏まえた中で、ここ2～3年過ぎたあたりで下げたいというような気がしなくはありません。ただ、それができるかできないかというのは、今後のいろいろの情勢等を踏まえて。それから水道の水量がきめんに落ちてきています。そこらあたりを踏まえた中でしないと、将来的な経営がどうなのかというものを見た中でやっていかななくてはならないと。願いはありますが、今のところ幾らにしますということはなかなか明言できませんので、よろしくお伺いしたいと思っております。

牧野 晶君 まず考え方として、これから当然宣伝とかしていくわけですよ。1,155円、非常に安くていいなという思いがあるわけですけど、せっかくやるのであればしっかり、1億5,000万円使って安くしたけれど、あんまりインパクトがなかったというのだと、市の思い、いわゆる不況対策ということでやったという思いが通じないわけですけど、そこについてどういうふうに。例えば、私はちょっと県内の水道料のあれがわからないですけど、一番、県内でもその5カ月だけでも安くなるのだったら県内最安値みたいな、そういうふうなものひとつの。あらゆる方法を考えてやっていくのも方法なのかなというのが、まず1点。

あとそれと同時にもう1個思うのが、やはり一瞬だけがくんと下がるのではなくて、例えば1億5,000万円の財源があれば、これが約半分ぐらいになっているわけですよ。半分ぐらいになっているわけですけどそれを5カ月なわけですから、例えばこれが基本料金を75パーセント落とせば、それでも1,900円か1,800円になるわけですよ。そして1年間続けていく方が、またインパクトがあったのかなと。またそういうところのいろいろな計算をして、こっちの方の5カ月のというふうになったのだと思うのですよ。その経過について、どういうふうな経過でなったのかと。

あと当然、財源についてこの1億5,000万円というのは、どこから出てきて、どういうふうな考えのもと行われていくかについては、当然聞いていかなければならないわけだし。貯金を崩して1億5,000万円、機械の更新を崩して1億5,000万円というのであれば、それはそれで単発でしかできないという思いがあるわけですけど、そのところの説明も

少しいただければありがたいなという思いがあります。

前段については、できれば市長の方からも言っていただくのもひとつのインパクトになっていくのかなという思いもありますし、その点もご配慮いただければと思います。

市長 期間限定でありますけれども、景気対策の一環としてということは今、市政懇談会の席上ではすべて。これと国保税の値下げですか、この件については皆さん方に一応お知らせをしながら、きております。ただ、こういうとちょっと失礼ですけども、割合と皆さん方が、そういうふうに申し上げて何か当たり前というような感じが見えないばかりではないというところがあって、ちょっと張り合いがないなというようなところがありますけれども。これは別に我々が張り合い持つためにやるものではないので、市民の皆さん方から少しでも家計の上での圧迫感を一時的にでも逃れてもらえばいいという、そういう部分がありましたので、これからは宣伝には努めてまいらなければいけない。

ただ、私も、ここまでやったから県内の中でどの程度だというのは、ちょっと把握しておりませんが、半額以下になっていきますので基本料金だけとすれば、相当安い方向に行くのかなという気がしますが、これは管理者の方からもしわかったら答えていただきます。

それから期間限定と。ここに1億5,000万円ほどの原資が必要になるわけでありましてけれども、水道の決算見込み等も含めて3億円ちょっとの、20年度は黒字化ができそうだという部分もありますし、そういう予測が立つ前にこれはやってみようということで、水道事業管理者の方と相談したわけですが、それはおっしゃったように計器更新のための積立金が14～15億円でしょうか。この中の計器更新には国庫補助事業が該当になるという見通しがある程度だった時点で、最悪でもその部分をこの値下げ原資に充てればやれるんじゃないかということで始まったわけでありまして。

予定どおり国庫補助採択になりまして、3年間で約10億円の事業をやるわけでありましてけれども、補助率が4分の1ですので25パーセントですから2億5,000万円持ち出ししなくても済むという、補助金が入ってくるわけですので。そういう部分もあって、とりあえずこの原資を充てさせていただいた。

先のこと、今度は12月からまた元に戻って清算になるのが来年の6月ですので、それまでの間にまた水道事業の収支の状況、それからさっきちょっと管理者が触れましたけれども、将来的な予測。これも今、いろいろなそれこそシミュレーションしているわけですが、そういう中で、今度やる時は恒久的にこうしていこうという方向を打ち出していかななくてはならないと思っております。あくまでもこれはこの間の景気対策といいますが、そういうことでひとつご理解いただきたいと思います。

水道事業管理者 期間限定でその費用に対して今、県内で何番目というようなお話が出ましたが、ちょっと期間限定のあれは調べておりません。ただ、この価格でいくと相当のランクの所まで下がります。今まで恐らく県内で上位でありましたが、全国的にも6位くらいのランクであったと思います。それが半値になれば相当の所まで落ちますので。

それから将来的なお話を今、市長がお話になりましたが、これにつきましては非常に今の

時点が高いというのがだれしもみんなわかっております。できるだけ低価格で提供したいのだけれど、やっぱり水量がどんどんはけていかないと下げる要素が出ません。そんなことで、いろいろなところでお話はしているのですが、なかなか、よし、あなたの水をいただきましょうということが今のところ見えないので、やはり水量を倍使えば半値になると同じで、だんだん縮んでいくようだとなかなか落とす要素がなくなるというのが1点あります。

そんなことで将来的には簡水との統合を図ったわけなのですから、できればその範囲までは下げたいと思っております。将来的にはそこを含めた中で料金改定をしていきたいと思っております。以上です。

牧野 晶君 わかりました。もう1点ちょっと荒っぽく聞いてみたいという思いがあるのが、機械の更新で2億5,000万円ぐらい出ていくというのは置いておいたとしても、その原資も見込んでいるという話でしたけれど、例えば20年度で会計が3億円くらいの黒字になるというふうな答弁だと、私は今この当初予算の予算書を持っていないので20年度の予算書を持っていないのでちょっと。ザックバランに思うのが、仮に1億5,000万円で5カ月できるのであれば、じゃあ3億円全部をはきだせば、というふうにもなるわけですよ、10カ月できるという。そのところの説明もちょっとしていただかないと、私、勘違いしてしまう点もあるので。そのところの利益が出た分はどうしていくか。

水道事業管理者 今までの累積赤字が1億8,000万円。そして今年が3億円近い金になろうと思いますが、出る予定ではありました。それを含めた中ですると多少の黒は出ると、1億円くらい。まあ見込みであります。そうした時にこの原資というのはやはり今までは中央の更新につきましては、補助対象外、起債もきかないというようなお話の中で、新しい制度にのってようやく勝ち取ったというようなことでありがたいなと思っておりましたので、その原資をやはりそちらへ返そうというようなことから。それから今回3億円黒字が出ても、4条予算の方で3億円からの赤字になっている。減価償却を含めても3~4億円が欠になっていますので、それで3条と4条はバランスをとっていますので。そんなことで3億円そっくり浮いたみたいなかたちはとれないので、両方あわせた中で検討しています。よろしくひとつお願いしたいと思っております。

笹木 信治君 5カ月間の限定ということで、景気対策ということでもありますからあれですが、5カ月とは何とせこいことかと思っておりましたが、冬季間に係る料金の関係でそうしたのだという話をお聞きしました。しかし、水道料金は我々は引き下げろということを繰り返し要求してきた側としますと、大変結構なことで歓迎しますが、今ほどの議論の中でも、収支も3億円というような余裕が出ると。事業も4分の1国庫補助がつくことがほぼ決まるというようないろいろな好材料があって、将来下げるということを言明されているわけですから。これをどうでしょうかね、市民の皆さんにしたら待ちこがれているわけで、私はやはり「あり得る」みたいな言葉ではなくてきちんと。今、市長は市政懇談会もされておるようですが、きちんとそういうふうに市民の皆さんに言われたらどうですか。言わないとまた1~2年して、都合ができたので下げられません、みたいなことになりかねないので、言ってい

ただければ私はありがたいと思うのですが、何らかのかたちでそういうことを公表する意志がありますか、どうですか。

市長 先ほど触れましたように、今それぞれの場面を想定したシミュレーションといいますが、将来的な財政計画的なことも、ケースを一つ、二つ、三つ、四つぐらいに分けてやっています。そういう結果も踏まえて、はっきりと将来的にこれは値下げをこの程度までができる、というところが出れば、それは何年からこういう方向でいきますということは申し上げます。が、今まだ、じゃあ何年からどのくらいというところの詰めはもうちょっとかかりますので、前提条件がもうちょっとありますしいろいろ情勢が変わる中で、もうちょっと慎重に対応しないと、また言ったことをしないと、水道料金はどうなったとかいろいろ。これは私の市長といいますが、首長をやっている間の公約だと思っていただければ結構ですけれども、いろいろございますのでもう少し慎重に構えさせていただいて、いずれ発表させていただきたいと思っております。

中沢 俊一君 言わずもがなの発言になるわけですが、公会計が変わってきます。こういうような審議をしても、なかなかこれから変わってくる公会計の中身もわかりませんし、どういう趣旨でこの公会計が変わっていくのか。もう1回会派としても勉強をしようと思っております、来月松本へ行って来るわけでありまして、本当に今言ったようなかたちで単純な収支計算だけではなくて、キャッシュフローから全部その辺のことを考えた中で、私どももこういう時代ですから下げることは大賛成ですけれども、将来展望についてはその辺もしっかりと準備していただきたいと、そんなふうに思っております。

議長 答弁は別にいいですね。

(「そうですね」の声あり)

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第57号議案 南魚沼市水道給水条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第57号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第23、第58号議案 魚沼地域胃集団検診協議会規約の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長 それでは58号議案であります、魚沼地域胃集団検診協議会規約の変更

について説明を申し上げます。今回の胃集団検診協議会規約の変更には、地方自治法252条6の規定により、構成市町村の議会の議決を必要といたしますので、議会の方に上程をするものであります。この協議会の規約の変更につきましては、第7条で定める、構成市町村の職員というふうになっておりますが、これは副市町長のことであり、8条の後段で定める市町の職員は、一般職のことを言っております。こうしたことのように、常勤特別職と一般職の職員を総称して職員として表現をしていることから、実態に合わせて表現を整理、改正をするとともに、副市町長から選出をされる副会長の任期を変更するものであります。

新旧対照表を見ていただきたいと思いますが、資料の5ページになります。規約の第7条の2項であります、「関係市町の職員」を、「関係副市町長」に条文を改正するものであります。それから、第7条の第5項であります、副市町長から選出をされた副会長の任期であります、従前「2年」を「副市町長の任期」というふうに改正をするものであります。それから、8条の第1項であります、「である市町長」を削除し、8条の条文の整備をするものであります。

附則であります、それぞれ構成市町の議会の議決を待って、平成21年7月1日より施行したいとするものであります。説明は以上であります、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 質疑を行います。

中沢 一博君 直接これには関係ないのですけども、関連ですのでちょっとこの場でお聞かせいただきたいと思いますが、集団検診を今やっている最中ですが、前にも私は委員会で何遍もさせていただいて、この場で言うのはどうかと思うのんですけども、ちょっとお考えというか、徹底さがどうかということでお聞きしたいのんですけども。

集団検診をやっているわけで、それですごく感じるの、今回初めて久しぶりに出させてもらったのが、集団検診の胃の検診の日、同じ部屋に男性も女性も一緒に入れるのです。これは私再三再四言っているんですけども、今回もそういう実態がございました。私はこれからやはり若い方の受診率を上げるためには、そういう部分は細かい配慮をしていかなければいけないと思いますが、この点はいかがなものでしょうか。実態をお願いいたします。

福祉保健部長 大変申しわけありませんが、私もそういうふうな実態とちょっと初めて知ったわけですが、今後また、受診率を上げていくにはそういった配慮も必要だというふうに考えております。この胃集団検診協議会の方に、そのような話をしたいと思いたすし、市の方も、そういったようなことで配慮できるのであれば、配慮したいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

中沢 一博君 たまたま今あれですけど、私は委員会で何回も言っております。初めてという、部長さんがたまたまそうだったかもしれませんが、細かいことですが、やはり今、一生懸命受診率を上げようというそういう現況でございますので、どうか軽く受け止めないで、深く受け止めていただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

議長 ほかにごいませんか。質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第58号議案 魚沼地域胃集団検診協議会規約の変更に
ついては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第58号議案は原案のとおり可決されました。

議長 ここで暫時休憩をいたします。再開は2時40分といたします。

(午後2時22分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時40分)

議長 ここで教育次長より発言の申し出があります。これを許します。

教育次長 先ほどの第12号報告で保留しておきました宮田議員さんの答弁について回答いたします。

二つほどあったわけですが、一つは社会保険料等で150万3,000円ほど計上されてい
ますが、内容についてという質問が1点でありました。これにつきましては社会保険料等が
99万円。それから中小企業退職共済組合に36万円。労働保険が15万円といった内容で
あります。

もう1点、未払費用が62万7,000円ほどありまして、社会保険料他というふうになっ
ておったわけですが、これにつきましては社会保険料が毎月20日締め切りということで、
翌月支払うという関係で社会保険料の未払いが15万円。その他印刷製本費20万円。展示
作業台が6万円等というふうな内容になっておりますのでお答えいたします。

議長 日程第24、第59号議案 平成21年度南魚沼市一般会計補正予算(第
1号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第59号議案の平成21年度南魚沼市一般会計補正予算(第1号)につい
て提案理由を申し上げます。

このたびの補正は当初予算編成後の補助事業の採択決定と、必要が生じた項目についまし
て行うものであります。主な項目といたしましては乳児・子ども医療費助成事業の通院医療
費の対象拡大に伴って、ご承知のように9月から現在の小学校入学前までを小学校3年まで。
これは県単部分として拡大いたしますが、ただ、これが3人以上の子どもさんということに
限定をされておりまして、二人、一人のお子さんをお持ちの方は対象にならないということ

でありますので、この部分を市で補てんをいたしまして、全員が小学校3年までということに拡大するための費用1,690万円。

地下水熱利用融雪システム実証事業及び深層地盤沈下実態解明調査事業が国の補助事業と直轄事業として採択されたことに伴う事業費2,402万円。被災地域緊急雇用創出事業の追加分が3,821万円。経済対策の雇用創出事業費2,071万円等を計上したところであります。

なお、平成20年度の実質収支見込額は2億7,800万円余りとなりましたが、所信表明の中でも申し上げておりますけれども、このたびの補正では財源として必要とする額5,169万円のみを計上したいと思っております。以降につきましては9月の確定時にということだと思っております。

以上によりまして歳入歳出予算総額それぞれ1億5,601万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を292億7,301万2,000円としたいものであります。詳細につきましては総務部長より説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

総務部長 第59号議案 平成21年度南魚沼市一般会計補正予算1号についてご説明を申し上げます。16ページ、17ページをお開きください。事項別明細書3歳出からご説明を申し上げます。2款総務費 1項1目一般管理費では行政共通事務費として大和、塩沢市民センターの旅費、庁用品を計上してあります。また行政区事業費として石打トレーニングセンターの敷地の中にあります忠魂碑に危険があるということで改修費を補助するものであります。

3目電算対策事業費362万8,000円は高額療養費・高額介護合算制度対応、時短による申請システム対応、県単医療費の改正に伴う電算システムの改修などであり、辺地共聴施設整備事業費187万7,000円は広掘、中手原地区における地デジ対応の補助金であります。

6目財産管理費であります。五箇のアンテナの進入路改修及び旧大和除雪基地屋根修繕を計上させていただきました。

7目企画費 集落振興事業費では160万円の減額でございますが、宝くじ助成による鰯島区の申請が不採択となった分の減額でございます。一つ飛んで大河ドラマ「天地人」プロジェクト推進事業費492万8,000円でございますが、主なものは施設管理等委託費104万5,000円。これはマックス1,200人ほどの来場を見た伝世館に人員増の分を手当てるものでございます。

その下プレハブリース34万5,000円でございますが、条例をお決めいただきました上田長尾史跡公園のトイレリース料であります。またその下の工事費が三つ並んでありますが、夏休みを控えご来訪されるお客様の誘導のための天地人関連の看板等を充実させていただきたいというものであります。一番下であります。関係4種の実行委員会で11月に天地人検定を行うための負担金30万円でございます。

18、19ページをお願いいたします。3款民生費1項2目心身障害福祉費であります。地域生活支援事業に140万円でございますが、南魚沼市ふれあい支援センターに設置されております地域活動支援センターに相談業務担当として臨時職員1名分を追加委託させていただくものであります。

2項1目子育て支援費では市長が申し上げておりましたが、乳児・子ども医療費の助成事業分で県単の分で737万8,000円、市単独分で952万2,000円の計上でございます。

4款衛生費 2項1目環境衛生費では地下水熱利用融雪システム実証事業費として1,997万1,000円の計上でございます。特別豪雪地帯先導的的事业導入推進事業として国土交通省の補助を受けて実施するもので、既存の井戸の地下水熱を利用して低コスト、環境負荷低減、地下水・地盤沈下抑制を目指すものであります。当市で有効であることの実証をするということで、西泉田の市営住宅の集会所を実施場所としてデータの収集解析を行うこととしております。

次の深層地盤沈下実態解明調査事業費405万5,000円であります。先ほども話がありましたが環境省の直轄事業で観測井戸を設置するということでございます。市の方では観測上屋と機器の設置費などを負担すると。環境省の方では井戸を2本設置して解析費用を負担するというところでございます。

20ページ、21ページをお開きください。5款労働費1項3目被災地域緊急雇用創出事業であります。8つの事業費が計上されておりますが、それぞれ交付決定に基づき総額で3,821万3,000円増額補正するものであります。なお天地人観光推進事業費は4目の雇用創出事業費からの組み替えであります。いずれも中越地震復興基金の10分の10補助事業でございます。

4目雇用創出事業であります。新潟県緊急雇用創出事業特例基金事業補助金を受けてサル被害防止パトロール事業対応、ゆきぐに広域観光圏事業対応、プレミアム商品券事業対応、天地人関連交通誘導に対応。

22、23ページでございます。開いていただきたいと思っております。林道の補修委託、毘沙門通り観光客PR事業委託に取り組むための計上でございます。これにより20人ほどの雇用が予定されております。なおこの中で減額分の計上は天地人観光推進事務費、天地人博での駐車場係ですとか受付ですとかということでございますが、21ページにあります復興基金事業に切り替えたことによるものであります。

次にふるさと雇用再生特別基金事業687万3,000円あります。ニート、引きこもり対策としてNPO人づくり支援機構に委託をするものであります。

6款農林水産業費 1項2目農林振興費ですが、新規就農者支援事業補助金270万円。機械設備整備事業費で後山地区に県単でコンバイン導入249万1,000円でございます。4目農地費では浦佐第2、第3地区の基盤整備事業への補助金の計上でございます。

7款商工費 1項1目商工業振興費 商工施設管理運営費ではお国自慢会館の自動ドア等の修繕、消費者行政活性化事業費は県の補助を受けて相談員の研修、全世帯向け啓発リーフ

レットの作成などを行いたいものであります。

24ページ、25ページをお願いいたします。2目観光振興費では山岳遭難対策事業費として、八海山避難小屋の修繕のためのヘリコプターの借上料を措置しております。

8款土木費 2項2目道路橋りょう新設改良費であります。島泉盛寺線の事業を道路環境整備事業から地方道路交付金事業に組み替えさせていただくものであります。なお再調査により計上科目が一部増えております。

次の地方特定道路整備事業費の800万円の減額ですが、大神宮北線改良工事をまちづくり交付金事業として行うこととしたため減額するものであります。

26ページ、27ページをお願いいたします。3目都市計画施設費では浦佐東口屋根の修繕。4目児童公園管理費では中央公園の滑り台の取り替え工事の計上であります。

5目まちづくり交付金事業では先ほどの大神宮北線道路建設事業委託及び市道旭町上町線の事業手法の検討を行うための予算措置をお願いするものであります。

5項住宅費では市営住宅管理費として津久野住宅の屋根防水改修、日の出町住宅の下水道接続にかかる経費を計上させていただいております。

次に9款 1項1目常備消防費では消防庁舎改築事業費としてボーリング調査、保証物件調査費用を計上させていただいております。

次に28、29ページをお開きください。10款教育費であります。三つ目のまる、学校支援地域本部事業費は事業計画精査によるそれぞれ補正計上でありますし、次の豊かな体験活動推進事業費では、文科省、農水省、総務省の連携モデル事業として県の委託事業でございますが、五十沢小学校と栃窪小学校が取り組むための計上であります。自然の中で長期宿泊体験を目的に五十沢小学校の5年生が妙高市、栃窪小学校の5、6年生が沖縄県に出かけることというふうにしております。

30ページ、31ページをお開きください。中ほど3項中学校費の部分では中学校教育振興費としてスポーツエキスパート事業があります。部活に協力していただく2名分の講師謝礼を計上させていただいております。

5項社会教育費 2目公民館費では地域の経験者や専門家の連携による支援チームを設置し、相談体制の充実を図るということで、これも県委託事業でございますが、訪問型家庭教育相談体制充実事業のための所要の経費233万9,000円を計上させていただいております。

5目文化施設費では今泉博物館の電気受電関係で高圧配電線路にあります地中開閉機の交換を行わせていただきたいものであります。

32ページ、33ページであります。11款災害復旧費 2項1目公共土木施設災害復旧費では昨年7月27日発生の災害の大倉11号線、それから大戸沢の分で560万円を計上させていただいております。以上が歳出分の部分であります。

10ページ、11ページをお願いします。歳入の事項別明細書でご説明を申し上げます。

12款 使用料及び手数料 4目商工使用料、直江兼続公伝世館使用料に200万円のござ

います。5月末の入場者が2万2,500人、今2万5,000人ぐらいでしょうか。いうことでございますので追加計上をさせていただくものであります。

13款 2項3目衛生費国庫補助金941万円。先ほど説明をいたしました地下水熱利用融雪システム実証事業に伴う国庫補助金であります。5目土木費国庫補助金の1節道路橋梁費国庫補助金は、交通安全施設等整備費から地方道路交付金事業に組み替えさせていただくものであります。3節住宅費国庫補助金450万円は市営住宅の修繕の補助金でございます。

14款 2項県補助金 1目の総務費の部分では電源立地地域対策県交付金が算定方法が改定をされたため159万5,000円の減額であります。1,140万円となりますが、小学校10校の電気料料金に当てているものであります。

3目衛生費県補助金から、8目商工費県補助金は、歳出で説明を申し上げた各事業の部分の歳入計上でございます。なお5目の農林水産業費県補助金説明欄の中で新規就農者支援事業県補助金の括弧の中が3分の1と記載されていますが、10分の10の誤りでございますので、おわび申し上げますとともにご訂正をお願い申し上げます。

3項6目教育費委託金は歳出で説明を申し上げた部分の委託金の計上でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。16款寄附金は一般寄附金として記載のとおりに寄附をいただいたものであります。

19款諸収入3項4目 消防費受託事業収入であります。高速道路救急業務受託収入で出動件数などを基にいたしまして算定をする部分であります。数値が確定をしたため211万4,000円の減額とさせていただくものであります。4項3目雑入では総合福祉センター建設事業に係る示談契約が平成20年6月4日に締結をされておりますが、示談金1,700万円のうち昨年度未ぎりぎり1,030万円納入いただき、残額が確定をいたしましたので、今回2社の残額分670万円を雑入計上とさせていただきます。

14ページ、15ページをお開きください。20款市債でございますが、まちづくり建設事業債で510万円、災害復旧事業債で570万円を計上させていただいております。以上が歳入補正でございます。

6ページをお開きください。第2表 地方債の補正でございますが、一番上の合併特例債で490万円、2番目の地域づくり資金貸付で20万円、一番下の災害復旧事業債で570万円のそれぞれ増額変更をお願いしたいものであります。

1ページに戻っていただきまして以上から歳入歳出1億5,601万2,000円を追加させていただきます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ292億7,301万2,000円とさせていただきます。以上で説明を終わります。

議 長 質疑を行います。

佐藤 剛君 2～3点お聞きしたいと思いますけれども、まずは19ページ歳出の方から。19ページ深層地盤沈下実態解明調査事業費。これは市長の所信表明の中でもありましたので大体わかるのですけれども、地盤沈下が激しいときにその対応として今まで多分第1、第2帯水層から多くを取水しているのです、今度もちょっと深い第3帯水層から取水をする

と。それは多分ダメージは少ないだろうという見通しで、いわばちょっと見切り発車的な取水で今多分進んでいると思うのですけれども、その対応といえますか影響の実証の調査なのかというところを。ある程度第3帯水層、粘土層も含めてそれらの解明ができるのかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

もう1点が27ページ市営住宅管理費がありますけれども、これは屋根の防水工事等々というようなことであがっておりましたが、当初予算のときに市営住宅の地デジの対応について、6月の補正で地域住宅交付金を何とか工面をしながら対応するような説明が多分あったかと思うのです。歳入の11ページに地域住宅交付金ここにありますが、これは説明では市営住宅の修繕というようなことですが、歳入の地域住宅交付金は歳出27ページの市営住宅管理費の屋根防水の方に回っているのか、それとも当初予算にありましたように地上デジタル、地デジ対応のそういう市営住宅分の方に地域住宅交付金が回っているのか。その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

市長 前段の方だけ私の方でお答えいたしますが、昨年度から駅裏線でやや深い井戸、第3帯水層にいくかいかないか。第2帯水層の極深部の方だと。そこから約100メートルの所から水をくみ上げて地盤沈下への影響を極力少なくしたい。ただ、そのときにも申し上げましたように、それだけではなくて個動の感知器を設置させていただくと、予定の揚水量よりは削減、いわゆる節減ができるということで、全体の数量の中ではあそこに井戸を増設しても揚水量は減っていくというそういう前提であります。で、やったわけですが、今年、去年ではこういう少雪でありましたのでなおさらですが、ほとんど影響はないということ。

しかし、この190メートルというのはちょっと説明の中にもありましたように、岩盤に達するまでですね。そこが一番深いだろうと思われる所は大体190メートルだそうでありますけれども。そこまで井戸を下ろして地盤沈下のメカニズムですね、収縮のメカニズム。あるいは水がくみ上げて減っていくとき、どこの帯水層から減っていつているのかとか、そういうことの研究のためにやらせていただくということでもあります。

ですので、駅裏に去年、今年と掘削しております井戸との関連が直接あるということではありません。地盤沈下のメカニズム的な部分を解明したい。そういうことでもありますので、よろしく願いいたします。

建設部長 それでは住宅の管理につきましてご答弁申し上げます。まず結論的には地デジ対応ではございません。この中では当初予算を盛っております津久野団地ですが、当初予算では単独事業、補助対象にならないということで650万円ほど計上させていただいております。その中で補助対象になったということで笠木の改修だとかドレーンの改修、それも含めて今回補正をさせていただくということでございますので、歳入の地域住宅交付金については修繕の中の交付金ということでご理解願いたいと思います。

牧野 晶君 17ページの天地人プロジェクトですが、ちょっと考え方をお聞かせいただきたいのが。私、ちょっと入り口を見ると室長とか正職員の方が切符切りをやって

いるわけです。それが私は非常にちょっと疑問があるわけですが、そういう点、今回臨時職員がこういうふうになっていますけれども、そういう点、どういうふうに臨時職員を雇ってほかの所の業務をしてもらうという考えなのかについてまずお聞きしたいのと。

あと常々本当にこれ機会があることに言っているのですけれども、原風景について市長はよく言われていたわけです。そういう点でも原風景をでも売り出していくまだ方針というのは。私が見えていないだけなのか、ちょっとその点どういうふうに。今回の予算でも多分あがっていないと思うのですが、その点の説明についてどういうふうに考えておられるのかと。

あともう1個。天地人関係の観光推進事業費、貸与被服購入費。これはどこのことを。21ページです。下の方から見た方が。90万円とあがっているわけです。貸与の服ということですが、これは何の服を買うのか。例えば天地人博の中の女性の服を買うのであれば、正直、私が見てぱっと思ったのが 冬に見たのでちょっと最近の夏というか春の服は見えていないのですけれども 昔のバスガイドさんだな、なんていう思いが正直あって。しっかりとまた施設にマッチしたような、例えば和でいくとかそういうふうなもの一つの方法ではないのかなというふうな。和というか昔の例えば農民風とかそういうのだったいいのかなという思いがあるわけですが、バスガイドのちょっと水色のはなかったのではないかなという正直な思いがあるのですが、その点について考え方をお聞かせください。

市長 天地人の入り口といいますか受付場所に正職員がしょっちゅう行っていると。これは行かなければ間に合わないということでもあります。本当にちょっと過重労働になっておりまして、何とか軽減をしたいという意味も含めていろいろ臨時処置をやっているわけですが、とにかく予約からものすごいものでありますして、いちいち私が口では説明できませんけれども、非常にちょっと過重だということでもありますので、若干の対応をしたいと。

ただ、根本的な解決にはなかなかありません。結局いろいろの値段の交渉からとかすべてのことに職員が係ってしまっていて、これは臨時対応ではちょっとできない状況がいっぱいありますので、どうしても必要であれば金井の方からこういう仕事がこれだけあるというこれから話しますけれども、非常に厳しい状況ですので若干の緩和になればと。

原風景をどう売り出すかという、これはもう今までのドラマの中での八海山から見下ろす風景というのが一番確か私たちの所の原風景だということではあると思うのですが、ただ風景だけというのではなくて気持ちの面もですね。ですから義と愛の精神をどうしていくとか、食をきちんと提供するにはどうするか。食の部分についてはJAと旅館組合の方で話し合いがきちんと成立しまして、ちゃんとJAさんから南魚沼産コシヒカリを旅館に提供して旅館はそれをお客さんに提供するというルートをきちんと作り上げましたし、そういうことを今やっている。

そして来年以降の対策については、何かの際にご報告申し上げましたけれども、それでは恒久的な、普遍的な南魚沼市の魅力といいますかそういう部分をどこに見いだしてそれをどう売り出していくか。そしてどうお客さんからおいでいただくかということは今、検討を始

めたところであります。これはちょっと専門家の皆さん方からもそれぞれご意見を伺わなければなりませんし、また今おいでいただいている皆さん方から一般的なアンケートはとってありますけれども、もう少し踏み込んだアンケートもこれからはとってみようかと。そういうことを考えながら来年以降に備えていきたい。当然私たちの所で売り出せる、これから新しくつくるものではなくて売り出せるというものは自然の風景であり、食それからいわゆる文化、伝統そういうものだと思っております。

よくいいますけれども、これからの地域活性化の原点は、ノスタルジー、カルチャー、ネイチャーの三つが重なりあった所にちゃんと人が来るといふうにいわれておりますので、そういうことをうまく、今ある中で織り込みながら南魚沼市の観光方面に大きく貢献できるような方法を考えていかなければならないと思っております。

天地人推進局長 お答えいたします。前段の方につきましては市長のおっしゃっている部分あるわけですが、若干補足させていただきますと、現状としましてお昼時間といいますか11時半ごろから1時、やはり時差出勤させている中で当然ご飯を食べる時間が必要になってくる。それと例えば受付ひとつとってみても3人いるわけですが、結局週2日休ませるという中では実質体制は二人ということになるわけです。そうするとどうしても11時半から1時ごろの間がぼかと空いてしまう。その部分をフォローするために私ども職員が行かざるを得ないというような現状がございます。

このたびそういう中で4名ほどパートということで、特に11時から1時ごろまでの間をうまくクリアできるようなかたちでのパート4名を採用させていただきました。これはプロジェクトの方で一応経費を出すというかたちで対応させていただいているところでございます。

あといろいろな対応の中で当然一番の問題はエージェント対策、団体さん対策というのが特に大きくウエイトを占めるわけですが、なかなかやはりお金を扱うという部分の中でまだまだ職員でなければちょっとうまくしきれないのかなというようなところはまだまだあります。そういう部分を含めてなるべく仕事を早く覚えてもらう中で、変な言い方ですけども我々の分が少しでも軽減できて、もう少しほかの部分できればいいなというような考えを持っておるところでございます。

それから原風景につきましても市長おっしゃるとおりですが、この部分につきましては、当然念頭にございます。その部分を若干今後の天地人の取り組み、どうかたちで来年以降はするかという中での一つのやはり課題であるかと思っておるわけなので、現在準備段階でございますけれども、企画、商工観光等々と連携を取りながら進めていきたいというふうにご考えているところでございます。

それから貸与被服でございますが、若い人の意見を聞きながら現在に至っているというわけですが、正直言って着物はどうかと。特にこちらは着物の産地ですのでそういうPRを兼ねてできないかということだったのですけれども、実際作業の中身の中では当然、そこにちゃんと座って対応するというだけではございませんで、当然トイレの掃除から一通り働

いていただかなければならないと。そういう中での着物というのは非常に働きづらいというのですか、そういう部分もございました。女性にしてみるとちょっと肌が現れるというのですか、そういう部分をちょっと嫌がるというようなこともございました。かといってモンペみたいなものを着せると。でも、私の個人的な見解ですけれども、博覧会場というのは一つのイベント会場でございますので、来た方がやはりある一定の評価で見てもらった方がいいのかなということなので、やはりある程度見栄えのするようないいような格好がよろしかろうというふうにとらえているところでございます。で、現状に至ってしましてそういう中でユニフォームやら、当然受付嬢だけではなくて周辺の駐車場係含めまして、今後ユニフォームをまた作りまして、統一した中でのお客さんをお迎えしたいというふうにご考えておるところでございます。以上です。

牧野 晶君　　まず1点目の室長なんかの仕事というのはよくよくわかっているわけです。あそこ前でよく、何でこんな所にいるのか、もっと早く臨時職員さん雇ってここに座らないで他の仕事ができるようにするべきではないかというのは言っていたつもりなので、それが今回軽減されてほかの仕事をされていくというのは非常にいいことだと思うので、またこれからたっぷりとお客さんを送る段取りをしていってほしいなど。

たまに見に行ってもしいたらどうしようかなという思いがありますので・・・(「いなくなんかなりませんよ」の声あり)いやわかります。交渉とかあるということは聞いていますのでその点はそうですけれども、わかっているつもりですがしっかり見ていきたいと思しますのでまずそこと。

あと原風景については1月の総務委員会のころから言っていて、市長も原風景、原風景というふうなのはもう放映前から言われていたわけですね。これから考えていくと。ちょっと私は対応が遅いのではないのかなと。これから考えてもどういうふうな予算でいくのかちょっとわかりませんが、ほかの予算でいくのかもわかりませんが、少なくとも9月になってしまえばあと3カ月4カ月。9月に予算提案されても3カ月4カ月で終わりなわけですね。そういうふうな計算になっていくわけですから、やはりこれは早急に。

せっかく人が訪れてきているときに、次から来てもらうために一生懸命天地人博をやって、そのために天地人博をやっているのだということを言っていたわりにはどうなのかなというちょっと疑問がある答えだったので、その点もう1回お答えをいただければと思います。

市長　　原風景という意味は、日本人の原風景がここにあるというNHKのうたい文句でもありましたし我々もそう思っているわけです。それはもうこれからつくるとかというそういうことではなくて、この地域にもう今現存している風景であり、それから我々の生き様です。それをでは、どこをクローズアップしてどうしていくかということのをこれからきちんとやらなければならないわけでありまして。何ほどか予算が何百万円もかからなければできないなんてことは全くないのです。今のある資源をどう売り出していくかということ、何をメインにして売り出していくかということ、今、検討を始めているところですから。9月補正で予算がなければできないとかそういうことでは全くありません。

ただ、アンケート部分については、これはちょっと素人的なアンケートでは解明し得ない部分がありますので、これはちょっと予算的な部分が必要かと思います。ただ、それは天地人プロジェクトの中でねん出できるか、こちらの一般会計から予算をもらわなければならないか。これは、私は天地人プロジェクトの方で予算ねん出ができるような気がするのですが、それでもそれはわかりません。しかし、これは特別予算措置をしてきちんとやらなければならないようであれば、間に合わなければ臨時会でも何でもしてお願いしますし、そうでなければそれなりの対応をするということでもあります。

ちょっと牧野議員のおっしゃっていることと私の言っていることがかみ合わないのかもわかりませんが、要は今ある市内のすばらしい部分を、どこに照準を当ててどうして売り出していくかということのをこれからやるわけです。これからというか今、検討を始めているわけですが、です。ですので遅いとは思ってはいません。

ただ、始まったときからもう来年のこと、来年のことなんてことをやっていられればよかったのですが、それはちょっと遅いと言われれば遅いかもわかりませんが、そういうつもりでありますので、またそう訪れて職員がいたからなんて目ばかり剥かないで、いい提言もひとつよろしくお願い申し上げます。

笠原喜一郎君 18ページ、19ページ関連でちょっと聞かせていただきたいと思えますけれども、乳児・子ども医療費助成事業というようなことで、県が子ども3人いる方に対して助成をする。もれた一人、二人の方は市で応援をするということですが、私は非常にいいことであるなというふうに思っています。

そこでですが、今回の補正の中には載っていませんが、地域活性化経済危機対策臨時交付金というのが最終日あたりに出されるということですが、このお金というのは使い道が制限をされているのか。それともこうしたソフト的な部分にも含めて自由に市の裁量で予算づけしているのか。その辺をまず。

市長 今の15兆円の補正部分から出てくるやつであります。これは主に景気対策であります。ですので、ソフトが通用しないということでは別にございません。例えばパソコンの整備だとか、そういうことができないということではありませんけれども。概念的に言いますと、例えば子育て支援のために保育料を下げる原資に当てるとか、そういうことは確かだめとは言っていませんけれども非常に難しいことだと思っております。

詳細は・・・いわゆるお金を使ってそして雇用を増やすとか、景気をよくさせるためのお金を回すためという意味が非常に濃いわけありますので、やはり主体は事業の発注という方向に向けられるものだというふうに思っております。

総務部長 総文のときに資料をつけてございますけれども、経済危機対策に関するということで閣議決定をされておまして、地方公共団体において地球温暖化対策、少子高齢社会への対応、安全安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう活性化、経済危機対策臨時金を交付するというところでございます。ですので、これだというふうなきちんとしたものはないのですが、結局実施計画を作って県に上

げてということになりますので、要望はほぼ大丈夫だろうというふうには考えておりますが、今、申し上げたような内容でございます。

岩野 松君 商工関係の22、23の商工管理運営費。これに直接は関係ないのですがけれども、プレミアム商品券が今、商店の中に非常に出回り始めて買い物をしているとき時々見かけます。それで今年の第1回、第2回販売を行いましたけれども、まだ残っているかどうかということが1点と。

それからこの前も部長さんにも一言言ったのですが、今ここへ持ってきましたけれども、購入整理券の中には有効期間が、1万円買えるのは1セット目は平成21年4月27日から平成21年5月31日までとしか書いてありません。それで一般のすべての世帯に配ったというふうには私は聞いておりますけれども、例えば金曜日の4時から金券なので扱わないとか、それから5月30、31は土・日にぶつかって商工会では業務はやっていないとか、そういうことが全然含まれていないで。例えばこんな広告的なそういうプレミアムや何かが出るときには、必ずそういうのは載っているなというふうな思いがありましたけれども、やはりお役所仕事だったのかなという感じが否めません。

そういう意味でもそのときには確かこの前の臨時議会では土・日にやらなかったから利用者が少ない、買う方が少ないのではないかという他の議員からの指摘までありましたけれども、やはり30、31日は開かれないで商工会の周りであらうろろしていた方もいるやに聞いております。私が見たわけではないもので、見た方から聞いたので。それでやはりそういうところの配慮が、せっかくいいことをするのにという思いでありますので、ぜひ、返答をお願いします。

それともう1点は市長の所信表明の中でありましたが、兼続公まつりについてであります。兼続公まつりが今年は8月1日、2日に行われると。それもこの前の臨時議会の中では長岡まつりとかぶるけれども関係ないのかという質問もありました。それで土・日にしてほしいという声がたくさんあるというふうに聞いておりましたし、地域の人たちの中ではもともと六日町のおまつりをそれに天地人と兼ねながら「兼続公まつり」という名称にしたというふうに聞いておりますけれども、そこら辺のちょっと経緯もあわせてお聞かせください。

市長 前段のプレミアム付商品券につきましては、臨時議会のときですか、部長の方からもちょっと話を出しましたように、土・日対応をなぜしなかったかということは、非常に反省点として残っております。こういうことの中で一人1枚までの限定分は確か3,000枚ぐらいしか出なかった。5,000枚出たか。そんなものです。

土・日がやっていなくて買いに来られなかったという方もいらっしゃいましたでしょうし、例えば後で行けば4枚買われるからいいやと思った方もいるのかもわかりませんし、それからもともと興味のない方もいたのかもわかりません。この辺はもうちょっと詳しく後で調べたいと思っております。

今、商工会の方ではこの13、14でしたか、土・日は・・・に売れ残っていれば、チラシを出してこの13、14の土・日に開けて全部完売させていただこうという思いだそうで

ありますので、若干齟齬があったといいますが配慮不足という部分は承知をしております。

ただ、役人仕事と言われますけれども、かぶせるわけではありませんけれども、私どもは商工会に5,000万円の市からの補助を出して、そして3商工会で相談をしてきちんとやっていただきたいということでしたので、別に逃げるわけではありませんけれどもそういう経過もあったということはひとつご理解いただきたい。確かに土・日にやれなかったというのは非常に厳しい状況だったと思っております。ただ、ほかの地域を見ますともう売り出した日、それが日曜日だとかそういうことではなくて平日であっても長蛇の列をなして買っているという。そこが私たちの地域にそう出なかったものですから、場所ももっと細かく分散すればよかったのか。例えば旧町村単位ぐらいに、五十沢や城内や東や石打のあたりまでやればよかったのかということも含めて、これはこの後の反省材料、検討材料にさせていただきたいと思っております。

兼続公まつりでありますが、まつりの経緯は今、議員おっしゃったように元は六日町のあっちの神社のまつりですね。そこに旧六日町が合併した後にそのおまつりが入っていったのかどうなのか。大体雪まつりと同じような状況ですから。今回のこの兼続公まつりというのは去年。ですから今まではずっとお六甚句を流しながらということでしたから、神社のまつりと一般のまつりは分けて考えて、私どもは神社のまつりの方に関与した覚えはございません。それにあわせてやるまつりの方にずっと関与してきたわけです。

今回も当然そうですが、前にも何度か説明しましたが、この兼続公まつりあるいは旧六日町まつりが期日が変更になったのは、おっしゃるとおりで土・日に入らなければもう人が集まらないということでもあります。手伝ってくれる人も何も出てこない。そういうことの中でまつりの実行委員、それぞれの地域の皆さん方からとても土・日でなければだめだと。それで土・日に変えて今度は最終の土・日ということになりますと五日町のまつりと今年が被ってしまうわけです。大きい所が同じ今まで伝統のあるまつりをやってきている五日町と重なって、そしてそのまつりをつぶしてしまうようなことがあっては、それはだめだということで今年は8月の1日、2日になったという偶然であります。ただそれだけ。

影響がないかと言われると私たちがおまつりをするに全く影響はございません。長岡まつりに我々が花火でかなおうとも思っておりませんが、それについての影響というのは、全く今は考えていませんし、ないと思っております。ただ、長岡まつりで花火を見に来る皆さん方が宿泊する部分がこの地域にも及んでいるという話を聞いていますので、それがちょうど長岡が2、3とすれば私どもが1、2と被るわけですので、そのことによって宿泊が満杯になり過ぎてとれるお客もとれなかったということは出るやもしれませんが、影響があるとすればその程度だと思っておりますのでよろしく願いいたします。

岩野 松君　そうすると今年は8月1日、2日と。そうすると来年は今度やはり第1土・日という考え方ですと8月の6日だか7日のころ・・・(「7月の最終です」の声あり)7月の最終に来年はするということですか。そうすると五日町と被ってもかまわないという考えになるという、(「今度は被らない」の声あり)今度は被らない。はい、わかりました。では

以上でいいです。

山田 勝君 2点ほどお願いいたします。19ページの地熱利用の融雪の件ですが、現状ではそれこそよくいわれるB/Cが非常に厳しい、設置費用がかかるなど思うのですが、これからは絶対中目すべき融雪だと思います。その辺のこれからの方針的な基本的な感覚、考えを伺えればと思います。

もう1点ですが、27ページの市営住宅の管理棟の屋根補修がありますが、屋根の補修についてあちこち今までも議論もあったと思うのですが、どの程度になったときにどうするのだと。実際もう真っ赤になって穴が開きそうになっている屋根も見受けられます。穴が開いてしまえばもう張り替えしかないわけなので、そういった補修基準みたいなものをどのように考えられておるのか伺いたいと思います。

市長 地下水熱利用でありますけれども、先般このことを担当といいますか協力していただける山形大学の教授もお見えになりまして、前に議会の皆さん方にもご紹介申し上げましたが、ジャスト東海さんが開発している熱収集する特殊な管ですね、あれを使って水の熱と地熱をほぼ100パーセントそこで取り込んで、それを融雪に当てようということであります。これが山形県の舟形町でも若干のことはやっておりますけれども、雪の質、それから量ともに違いますので、我々の所で今度は屋根の融雪をまずそれで、本当に私たちの所に降る雪がそれで消えるのか消えないのか。これを実験してみようということですが、教授のおっしゃるにはまず大丈夫だろうと。ただ、やってみなければわからないこともあります。

これがもし使えるということになりますと、今ある井戸を全員の方が使えるわけですので。電気料を使ってくみ上げた水を、今度は本当に微量の電気料でいわゆる収熱してそれを回すことだけを考えればいいわけですから。屋根雪がこれである程度解消できるということになりますと、今の地下水の使用量の40パーセント削減が目標でしたね、それに確か近づけると思うのです。そうなればある意味で万々歳ですけれども、ただ、屋根に利用させるには結局屋根の裏側に配管システムを入れなければなりませんので、実用のめどが立った時点では今度はこれを普及させる対策を考えなければなりません。市が単独的に補助をやるのか、あるいは国やそういうことの中で、地盤沈下対策としてそういうことにもある意味では補助金が出せるのか。CO2の削減には大きく寄与するわけですので、これの利用方法も含めて考えていこうということであります。将来的にはそういうことでできれば、めどが立てば、全市内にある意味では普及していきたいと、そういう思いでありますのでよろしくお願いいたします。

建設部長 市営住宅の屋根のどの程度になったら修理を行うかと。そういう補修基準があるのかということでございます。まず市営住宅につきましては、今考えているのは防水工事を考えているところでございます。当然雨漏りがすればすぐ直さなければならないという考え方をしておりますので、防水がきかなくなる程度という考え方をしております。それで今回、津久野の団地を屋根の防水工事あわせて笠木ドレーン工事をするというところで考えて

おります。

そうした中で私どもも最終日に危機管理の対策費ということの中で、市営住宅の方も一応何箇所か考えているところがございますので、数多くある中で予算の範囲でなるべく補修をしていきたいという考え方でございます。補修基準というのは特に持っておりませんが、そういう漏水、雨漏り等々の中で考えていきたいというふうに考えています。

山田 勝君 はい、わかりました。それで地熱利用の方は今、市長もそう言われましたように非常に有効だと思います。まして現状で井戸があるということは、あとは媒体液の順路、それから若干屋根の構造を若干変更すると、そういうことでできますので。ぜひそれをもういつごろにはできるのだ、そこには市の補助をするのだと。弘前市は大分補助を出しています。そういったことでぜひ、これを全面的に市のPRみたいなかたちで進めていっていただければと思います。

屋根の補修につきましては、あとは教員住宅についても、それから町の住宅についても非常に真っ赤に目立っている部分が、私の地域であれば天王町、それから一村尾とか見えますので、外観的にもやはり構造的にも早めの修繕がいいかなと思っているところです。ご答弁ありましたらお願いします。

市長 実験結果を確認しませんと何とも言えませんけれども、そういう方向で取り組もうというつもりではございますので。これから装置をつけさせていただいてこの冬を越えた時点でどういう結果が出ているのか。もうほとんど大丈夫だということであれば、早速そのことに取りかかっていたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

建設部長 市営住宅については特に屋上の防水の方を基本に考えているわけですが、外壁だとかそういう所も含めて調査した中で対応してまいりたいということです。

阿部久夫君 1点だけお聞きいたします。歳入の方の11ページでございますが、新規就農者支援事業というのがこれに載っていますけれども、これはどのような支援事業をなさるのか。それをひとつお願いいたします。

産業振興部長 新規就農支援事業の補助金でございますが、これにつきましては旧塩沢町で該当者がございました。新規就農支援は機械とか施設を導入する際の支援と、それから新規就農するためにどこかに研修に入ったり、生活費が当然ないわけですから、それをいただくために二つ支援制度があるのです。今回のこの方はちょうど5年前に、どういう経緯かわかりませんが、実家は前橋の方でございますが、塩沢町の方に来られて農業に参入したいということで、ご存知の田澤さんが一応指導されたというふうな経過を持っているわけでございます。

このときは育成センターというところから支援のためのお金を一応借り出しをするという、だから個人にそのお金がいくのですが、それを5年間、結局据え置きがありますので本来であると今年から償還になるので返していくのですけれども、無利子で元金だけですので。ところが県の補助制度で5年きちんと研修をして、なおかつ新規就農をしましたねということになりますと、今度は県の方から補助金で支援をするという。だから今のこれですと27

0万円はその方は借り出しをしたわけですが、その金を補助金であげますので、補助金で育成センターの方に借りた金を返してくださいと、こういう制度でございます。はっきり言えばトンネルの補助でその方の方に交付をしまして、その金でご本人が借りた育成センターの方に一括償還をするという内容でございます。

阿部久夫君　これは何人かではなくて一人だけ対象なのですか。

産業振興部長　これは昔の普及センターというかそういう皆さん方と協議をしながら、いろいろな条件をクリアしなければいけないのですが、該当者がいればそのときの予算の範囲内で人数の制限はございません。ただ、今の270万円というのはたまたま一人の方に該当しておりましたので、その方が5年目を迎えて該当しましたので県から補助金がかかることになったということで、その方に一応お出しするという内容でございます。

阿部久夫君　今は270万円というと、なかなかこれを稼がれる事業というのはあんまりないわけでありませぬけれども。やはりよそから来て農業をしていただくのは大歓迎なのですけれども、地元やそういった仮に若い人が農業に就いてどここの所へ行ってた場合はだめだと。あくまでよそから来た方に対してのあれで、地元のそういった若い人たちが私の所へ来れば、では270万円出して働いていただきますというそういったことは可能ではなくて、よそから、都会のあたりから来た人しか該当にならないということですか。もう一度。

産業振興部長　私が旧六日町の農林課長のときもやはりこの制度はあったのですが、これを利用しないのはおかしいかなと思ひまして、やはり当然旧町内の方もおい出でございましたのでいろいろ検討しましたが、私のいたときにはこれをご利用する方はいませぬでした。そういうことで今回これが出てきましたので、どこだということになりましたら塩沢町だったということでございます。特にこれはいろいろ条件があるのですが、私が昔承知した範囲内では、必ずしもよそから入る方ではなくて、市内の皆さん方でもそれに該当する方がいればいいというふうに理解はしておりました。

宮田俊之君　30、31ページでお願いをいたします。教育費の中でこの補正にあげる、あげないというのはちょっと教育長にまた伺いたい部分ですが、今、現在学校の方ではPTA会費のほかにいわゆる後援会費として、地域の1世帯当り幾らという寄附金の中で学校の修繕を行うようなケースもあるというふうに伺っております。学校長としてはなかなか教育委員会にあげていても、緊急なもの、また多額なものについては、その後援会費の方をお願いしたりとかということではいろいろ難儀をされているようすけれども。

教育長、この辺、もう当初の予算がいっぱいになれば、そういったことはもう後援会の方に頼んでくれだとか、そういった指示はないのでしょうかけれども考え方をお持ちなのか。市内それぞれ学校をお調べになったことがないかどうかも含めて、ちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

教育長　修繕の費用を予算がなくなったから後援会費、PTA会費でやれというふうな話は一切しておりませぬ。もし、校長の判断でそういう所に財源を求めてやっているとすれば、私としてはまことに心外であります。今すぐやらなければならないことであれば、

市長、財政担当にお願いして何とか手を打ちたいと思いますし、来年度で何とか間に合うものであれば来年度送りということは、これはまた当然考えますが、繰り返しになります。後援会費やPTA会費にお願いして学校の修繕というふうなことは考えておりません。

ただ、子どもたちの遠征費ですとかそういう場面になりますと、なかなか十分バスを手配してやったりとかそういうことができていませんので、PTAの会計の方から助けてもらったり、後援会から費用負担していただいたりというふうなことは、これは現実あります。施設の修繕等々に、ということについては承知しておりません。

若井達男君 12、13歳入についてお伺いします。まず最初に19款の雑入、六日町総合福祉センター建設事業に係る示談金ということで670万円入っておりますが、これについてひとつ説明をお願いします。

そしてあわせて同じ12、13ですが、これは決して金額が少ないということではないのですが、青木建設・目黒建築様ということで、2社で3万円、その下が3社で1万5,000円というような寄附いただいておりますが、これらはもし説明ができるようでしたらひとつお願いしたいと思います。

総務部長 後段、先の670万円の示談金の方でございますが、先ほどちょっとご説明を申し上げましたが・・・ちょっとお待ちください。日にちは先ほど申し上げたとおりでございますが、福祉センター建設の際の示談契約を結びまして阿部産業さんが1,020万円、それから泉工務店さんが340万円、それから酒井さんが340万円ということで1,700万円の契約を結びました。これは3社ありますが、それで契約では20年度3月31日を限り、約半分以上といういい方が書いてありましたが、を入れてください。21年の3月31日までに半分入れてくださいという契約でございました。

その中で阿部産業さん、泉さんにつきましては20年度で510万円、それから泉さんが180万円入れていただきました。酒井さんにつきましては一括で340万円をいただきました。したがって20年度は1,030万円を歳入いたしまして、先ほど申し上げました差引きで670万円が残りということで、計上させていただいたということでございます。

それから寄附金につきましては詳細を承知しておりませんが、それぞれ御厚志だろうというふうに思っておりますが、それ以上今ここで答弁ができかねますのでよろしく申し上げます。(「イベントの」の声あり)

すみません。それぞれ今お話がございましたイベントの収益金といいますが、差金といえますか。そこでチャリティーをした部分をいただいたものだというふうに思っております。以上でございます。

若井達男君 最初の示談金の関係ですが、そうすると経緯については大体当初の示談契約に基づいて全部終了したということですね。このとき物納がほかのこの3社以外にやはり設計者の関係ということで物納があったと思うのですが、土地建物。これはどういったかたちに今なっていますか、それをひとつ聞かせてください。

総務部長 今ほど申し上げた3件のものとは全く違う部分でありまして、設計者であり

ましたアクトさんでしたかの土地建物を物納いただき、現在は所有権は市がいただいておりまして、ご本人にお貸しをしているという状態だそうでございます。

笛木信治君 繰り返すようで悪いのですけれどもお聞きしたいのですが。天地人関連ですけれども、この後どうなるかという話もありましたが、要は来たお客様がどれだけ満足してお帰りになったかということだと思っております。私は、南魚沼のこの豊かな自然や史跡、それは決して他にそんな色はないものだと思っていますから、そういう点ではお客様それぞれ満足されて帰ったのではないかというふうに思うのです。

問題は今、どこもそうですけれども食べ物ですね。その土地の食べ物、これをどうたん能したかというのが大きなポイントになるわけです。そういう点でいろいろ意も砕かれていますと思いますが、今回天地人に取り組まれているいろいろ企画もされたわけでしょうが、この点でどうでしょうか。米はもちろんですけれども、南魚沼市の農産物や特産物をどうやはり食べていただいたか。買っていただいたか。そういう点での手ごたえといいますか、そういうものをどのように今、現時点で感じておられるかお聞きしたいと思います。

それとあわせてその展示場ですか、その外でもいろいろ物産販売などを始めたようですが、見てみますとテントは立っているのだけれども、店が非常に寂しいような感じがして、聞いてみますと、あれを売るなこれを売るなという、いろいろな指示もあるそうですよね。そういうことでやはり活発な販売活動にならないので、もしそういうのが聞いているようでしたら、なぜそうなっているのかお聞かせ願いたいと思います。以上です。

市長 食の部分につきましては先ほど触れましたように、何といたっても私たちの地域に来て味わっていただくのは南魚沼産コシヒカリとお酒ということでありまして、このことについては提供しております、特に温泉旅館の皆さん方には強く申し入れをして、先ほど触れましたように農協さんと提携ができて、それを出さないときははっきりと、今日はということで南魚沼産コシヒカリではありませんとか、そういうことはきちんと申し上げていただくということで、今のところ私の耳にですけれども、そういう面での苦情ということは一切入ってきておりません。そして食は魚野の里なんかは相当お昼関連でにぎわっているようでありまして、何が好評かと言われるとちょっとわかりません。駅前の食堂も非常に込み合っているということでもありますので。

そこで食堂の方がおっしゃったことが一つだけありましたが、入ってきたお客さんにこれはただで食べさせたのだそうです。いわゆる前菜みたいにして、ワラビと言ったか木の芽と言ったか。私たちはこういうものを食べたくて来たのだと。刺身や豚肉を食いたくて来たのではないということで、非常に喜んでいただいたというようなことも私の耳に入っております。やはりそういうことだろうと。この地域で採れたもの。

今、土産物売場で一番の売れ筋が、1番が笹ユベシ、2番目がコシヒカリの5キロ詰め、3番目がマイタケのつくだ煮といいましたかマイタケご飯の具でしょうか。そういう順序だそうでもありますけれども。やはり食品関連が非常に売れているということは、それぞれ私たちの地域の食について皆さん方からある意味では好評いただいているのだらうと思っております。

ます。事務局長がどういう情報をもっとおれよりつかんでいるかわかりませんが、この後答えさせますし、売場といいますかの件についてもちょっと事務局長の方で答えますのでよろしくお願いたします。

天地人推進事務局長 お答えいたします。まず食べ物につきましては先ほど市長が言いましたように、駅通りを中心として大勢の方が見えられているという情報が入っております。そういう中で地元でも早くから「お立ち飯」というようなもので地元の食材を使った料理を開発といいますかお勧めしているということで、それぞれ旅館さんだとかでそれに組みこんでいるというところがございます。それらのところのお話を聞きますと非常に好評であるということで、地元の方のみならず来ておるお客さんからの評価も非常に高い。なおかつエージェントさんの評価も非常に高いというようなことで大変ありがたく思っているところでございます。

先ほど博覧会場で、外でテントを張ってやっているわけで、一応賑わい市というような位置づけであります。実はそちらにする部分につきましては、一つは博覧会に来ていただいたお客さんがやはりいろいろの方がいるわけです。早くぱっと見てあと時間が非常にあってどうしようもない。その方たちをちょっと休ませるスペース。それとあとお土産にないようなものでそこで軽く軽食がとれる。要は余りそこで重たいものを食べさせては、どちらかというやはりお食事はそういう専門の所で食べていただきたい。そこはどちらかといえば軽食で食べていただくようなイメージでの賑わい市と。

それとあわせて地元の先ほど言いましたように農産物とか特産品ですよ。それも特に農産物、今であるとやはり山菜類、タケノコ類ですか、そういうものが非常にねまがり茸あたりはこの地方特有なものでございますので、来ていただいたお客さんが非常に喜んで買って行くというようなことで、いいPRになっているのではないかと思っているところでございます。

ただ、売るなというような指示でございますけれども、ご存知のように博覧会におきましては物販コーナーということで、そちらの方と一応契約を結んでそこでできるだけお土産になるようなものはそこで買っていただきたい。そこと競合するようなものは賑わい市でなるべく置いていただきたくないというような条件で、賑わい市に出店していただいているというところがございます。

かといって、もしお土産として売りたいのであれば、物販コーナーの方に一緒に展示コーナーを設けてやっていただけないかなというお願いもあわせてしているところで、決して頭ごなしにだめだというようなことはしているつもりではありません。ただ、そういう中で新潟県さんが肝いりで食ネットというのですかそういう一つのグループがあるそうですけれども、なかなかやはりそれはそれとしているいろいろな加工品等を扱っているわけですが、そういうグループの方にもできるだけ外で売れるもの、そういった中でお土産になるもの、その辺ひとつ区別して対応していただけないかなということでお願いしているところでございます。

いずれにしても地元の農産物、特産物そういうものは大いにPRしていきたいという姿勢は変わりませんので、我々にしても門戸だけは決して厳しくやるつもりはございませんので、開けておくつもりでございますので、協力してやっていきたいと思っているところでございます。以上です。

笹木信治君　お客様はバスで次から次へ移動するわけですから、そこと、ここと、ここと拠点は回るのだけれども他は余り見ないわけです。私はやはりそこを最大限利用しながらこの南魚沼市のおいしい食べ物を食べていただく、売るという努力を最大限やらなければ思いうのです。これから大和のスイカも出てきますし、あれを一切れ食べればこんなにうまいものがということになると思うのですが。そうしたことをやはりきちんと仕組んでいくということが大事ではないかと思うのです。ひとつそういう今、言われたような努力をさせていただければいいと思いますが、ぜひひとつお願いします。これは答弁はいりませんので。

議長　ちょっと皆さんにお願いをいたしますけれども、日程の第26の病院の補正予算までは何とか今日審議を終わらせたいという考えでありますけれども、決して皆さんの質問をさえぎるわけではありません。誤解をしないようにしていただきたいのですけれども、そのようにご協力をお願いいたします。

中沢俊一君　やっと番が回ってきましたので1点お伺いします。これは17ページかもしれませんが看板設置でありますけれども、私は動く看板といいますか暖かみのある看板についてちょっと聞いてみようと思っています。高校生が夏休みに入るわけでございます。こういう世代、年代に、時代にこの動きを伝えるということもありますし、受け継がせることでもありますし、また観光客にしてみれば非常にいい印象を与えると思うのです。こういう高校生のボランティアの一声かける声かけであるとか、あるいはまちの美化清掃であるとか。こういう所に少し予算を割いていただいて取り組んでいただく。それがまたリピーターにつながり、また地域の発信になるというふうに考えておりますが、その辺はいかがでしょう。

天地人推進事務局長　議員さんのおっしゃる看板というよりも高校生等の対応。実は私もご存知のようにプロジェクトチームを組んでやっておりますけれども、その中でぜひ夏休みを利用して、高校生に博覧会場のお手伝いを何とかしてもらおう方策はないだろうかというようなことをちょっと検討しているところがございます。

いずれにしてもこういうところでこの機会にひとつ関わっていただくということに対して、また地元の思いとかそういうものも当然起きるだろうしということで、現在プロジェクトの中で検討中であるということです。特に看板云々ということではないのですけれども、一つの体験的なことの中でぜひ協力ということは今考えている最中でございます。以上です。

中沢俊一君　多分1年ほど前からあがっている動きではありましようししますから、具体的な検討を早めにしていただいて、彼らもいろいろまた都合もあるでしょうから早めにひとつお願いします。

関連でもう1点。これは市長に伺いますが、先ほど地域活性化経済危機対策の交付金の話がございました。最終日に出てくるという話でありますけれども、これはどうでしょうか。

17日の議運に出てくるということで、先般の議運で何たって早く議会に示してくれという申し入れをしました。私どももそれを早く知った中でまちの声も聞きたいですし、本当に最終日の審議の中で生きた質疑応答を繰り広げたいわけでありましてけれども、その辺の早めの手当というのができるかどうか聞かせてください。

市長 予算書をきちんと作り上げて配付するのは、なかなか日程的に17ぐらいになるかと思えますけれども、箇所を、例えば学校の関係で修繕にどのくらいだとか、そういう一覧表を15日の朝、皆さん方の所に一応資料として配付をさせていただきたいと思っております。

ただ、ご存知でしょうけれども、例えば病院のことにつくところの予算から出して病院会計に繰り出しをして、今度は病院会計の方でその予算を受けて、全部予算書をきちんと作らなければなりませんので、それぞれ最終日になってしまうということはひとつご理解いただきたいと思えますけれども。どこに大まかどういう内容でどの程度の予算を配分したいということについては、15日の朝、皆さんの机の上に一覧表で配付をさせていただきたいと・・・(「それで十分です」の声あり)それでひとつご検討をいただきたいと思っております。そういうことです。

関 常幸君 17ページをお願いしたいのですがけれども、一般コミュニティ事業補助金がマイナスの160万円になっておりますけれども、宝くじで不採択になったという説明をしておりますが、私どもの集落でも宝くじのものは、もう10年も待ってやっと3～4年前にもらって非常に地域で活用されているわけですが。この事業については予算が付いたのが不採択になったというのは、集落で取り下げたのか。これをするまでには相当担当課と事務的にやり取りをしながらきているわけでありまして、原因がどういうふうになったのか。それともまたこの集落が今回そうだけれども、また次はなるのだよというふうになっているのか。ちょっとこの原因について聞かせてください。

総務部長 議員がおっしゃる宝くじの部分ではなくて、自治振興センターだったと思うのですが、県を經由して交付されるものであります。申請をして採択、不採択が決まってくるということで、予算の段階では申請したものを全部予算に組んでおいて、今回不採択だったというのが3月過ぎだったと思うのですが来たものですから、計上させていただいたという。いわゆる太鼓ですとかという部分とは違う部分でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上。

関 常幸君 内容についてはわかりました。宝くじ違いでありましたが。例えばこのものについては相当の期待をしていたと思うのです。そのところはしっかりと集落とも話し合いをして、問題はないというふうな理解でいいわけですね。はい、わかりました。

関 昭夫君 26、27ページ、消防庁舎のことについてお願いしたいと思います。総務文教委員会の報告の中にもありました。質問に対する答弁で、本当はお金のことを考えなければ現庁舎の位置でない所が、現庁舎でない方がいいのだという消防長からの話もありましたし、それからやはり地盤沈下、地盤の悪い場所だという意味合いで基礎工事等も心配して

いと。それから耐震等のことも考えなければいけないというような話があったわけです。調査委託料、地盤調査等もやるという説明だったというふうに思いますけれども、結果として非常に基礎工事や何かにお金がかかるということになった場合、現在の位置に固執をするのかどうなのか。私は総合防災的な拠点として考えた場合に、現在の市役所の庁舎も地盤の悪い所にある。それから消防庁舎も同じように地盤の悪い所にある。非常に危惧をする部分でもありますし、それからせっかくつくるのであれば、本当に防災拠点としての機能を十分果たせるような施設をつくっていただきたいという気もしていますが、その辺のお考えをお伺いしたい。

市長 お金があれば別の所につくりたかったというそういう意味で申し上げたことではないと思います。大分前からいわゆる消防庁舎を建て替えるにはどこがいいのか、いろいろ検討したわけですが、現位置が一番地理的にも地盤のことはわかりませんよ、そういう中でベターだと。ただ、全部取り壊してやるのか、あるいは一部残すのか、こういうことの中で予算的な分もありますので残す部分は残してやろうとこういうことなのです。

消防長は確かどこへ動かした方がよかったなんてことを、念頭において言ったことではないと思うのです。ですから例えばここで地盤調査をやって、相当耐震も含めた費用に多額の金が必要だとしても、この場所を動かすというつもりは全くありません。消防長、そうだろう。間違っていると困るから 私はそういうことですから。そういうことを消防長はどこかに動かそうという前提で言ったのではなくて、要は全部きれいに取り壊して、用地ももう少し広げて買えればそれが一番いいのだろうという部分のことを言ったのだと思いますけれども、念のため。私もさっきの報告書を見まして、ちょっとどういうことを言っているのかよくわからなかったものですから、私も聞きたかったので、では一緒に聞こうかと。

消防長 先ほども総務文教委員長の南雲さんの方から報告がありましたが、私はそのときもすべてあそこに何の未練も感じないのであれば、どこでもいいから、消防長どうだということになれば、財政的な面を一切考慮しないのであればああいう場所でない所がこれはベターであると。それはそういうふうに私は今でも思っています。

しかし、もうここにすれば、今、現地の用地買収も入ってきております。それからこのたび525万円ほど補正をさせていただきますが、これで新たに地盤調査。そしてあそこへ建物が2棟あります。今、運送業者が1棟、そしてゲーム屋の空き倉庫が1棟ありますが、それをいわゆる補償するための調査費用ということで、とりあえず525万円で杭を2本打とうとそういう調査事項であります。

ここへくれば、私もあのとき話をしましたが、旧町にそれぞれ消防署を置くのであればあの場所をあきらめてもいいのですが、あそこほとんど同じ程度の場所であれば、やはり住居地に近くて住居地でない場所。これはやはり私ども消防署のベターの土地でありますので、今になればあそこにとりあえずつくらせていただきたいと、このようにお願いをしているところであります。以上です。（「とりあえずなんていわないで」の声あり）とりあえずではな

くてあそこにぜひお願いしたいと。

関 昭夫君 言い直してもらったのでよかったなと思いますが、報告書の中にあるように、市と、総文の委員は当初からの説明の中で、残せるものは残したいと。補強して使いたいと。補強して使いたいということになれば、あの位置から動くことは絶対にあり得ないと。それが費用的な面、あるいはいろいろな面でベターだというふうに考えてきたのだと思うのです。だから報告書の中にもそういうふうにあるのですが、取り壊すのだよと。だめだから取り壊すと。その方が費用がかからないという話になったものですから、皆さん、そうなれば別にここにこだわらなくてもいいのではないかという話でああったのだと思います。

ただ、総額として提示されている金額があるのでそれを考えるとほかは難しいかなと。ただ、その中ではどうも収まりそうもないという話もされていましたが、総務部長もいたので十分わかっている話だと思います。たまたまそういう話を聞いていた中でこの庁舎を増築するときの話で、基礎工事に地盤のいい所に比べれば2割以上余計にかかるかもしれないというような話がありました。10億円ぐらいたとすると2億円くらい基礎工事にかかるのであれば、余計にかかる部分があるのだとすれば、他にも土地を求めても十分に合うのではないかなと思ってその場では話をさせていただきました。が、市長が幾ら金がかかってもあそこから動く気はないのだと。残念ですが、そういう答弁ですのでここから動くことはないのだろうと思いますが。

さっきも言いましたけれども、総合防災拠点としての機能。私はいつも思っているのは、前にも質問させてもらったと思いますが、緊急資材等もやはり備蓄できる所は365日24時間管理がきく場所だろうというふうに思っています。本当に今現在の計画の中でそういうことまで含めて可能になるのかどうなのか。その辺もきちんとせっかくつくるので、当面とかという話ではなくて、もうつくってしまえばこの後何十年もその位置から動くことはあり得ないわけです。そのときに後から、あの機能があればよかった、この機能があればよかったではなくて、やはりきちんとしたかたちでつくれる対応をしていただきたいなと思っていますが、答弁をお願いします。

市 長 おっしゃるとおりでありますから、機能面そういうことについても当然将来を見越した中でやっていく。ただ、制約も若干ありますので、どうしても今きちんと整備しなければならぬもの、将来で整備が間に合うもの、これらもきちんとより分けながら、総合防災拠点として相応しいものにしていこうという思いでありますので、よろしく願いいたします。

腰越 晃君 21ページ労働費ですが、ちょっと関連になってしまって申しわけございませんが、上から四つ目の青少年健全育成事業費、それから一つおいて国体推進事業費について質問をさせていただきます。まず臨時職員等の雇い入れの費用だと思うのですが、内容について説明を願いたいということです。両方とも。

それから青少年健全育成事業ということで育成センターの方に事務局がありまして、育成市民会議というのと、あと青少年健全育成指導員というそういった二つの業務がありますけ

れども、非常に残念なことがこの春ありました。教育相談について中学校が終わって、義務教育が終わった以降の子どもたちの相談について、非常に費用がなくて社会教育ができないと。そういうことで育成指導員の、これは市長から委嘱を受けた夜の見回りであるとか、育成環境の改善に取り組んでいる組織なわけですが、年間報酬を減らして相談員の報酬等に充てなければならないと。これは、指導委員は全員が賛成したわけですが、非常に私個人的には疑問が残った処置であったと。こういう場でぜひ聞いてみたいと思っていたことであります。

基本的にそういったある意味ボランティアで子どもたちの育成環境の改善活動であるとか健全化、そうしたものに取り組んでいるそういった活動に対して、市としてはどのように考えているのか。必要ないのであればやめればいいと思うのです。お聞きしたいなというように思います。

それから国体推進事業費ですが、これも看板、いわゆる大原運動公園への案内看板ですが、地元の方から大きな要望がありまして、国体も近づいているので何とか看板を設置していただきたいというように、市を通じて道路標識については県・国の方に、あるいは市の方には案内看板ということをお願いをしたわけですが、市としては、一切案内看板は考えていないというような内容の中できているわけです。

これについても天地人の看板というのはありますけれども、国体のは必要ないのかどうかと。どのようにお考えになっているのか。やはりもう大会前ですので、いろいろな都道府県から練習や合宿等来ていると思います。そういう中で今「大原運動公園」という文字が出ている道路上の標識、看板は残念ながらいいわけです。こうした現状についてもどのようにとらえているのかお聞きをしたい。以上二つお願いします。

総務部長 被災地地域緊急雇用創出事業この分でのいわゆる一般財源に充てる部分を、10分の10の補助金を充てたということでありまして、例えば国体推進室であれば、そこに臨時賃金が一般会計で負担をすべきところ、ここに充てたということでありまして。労働費だけで考えれば、職員の財源充当をそこでやったということでございます。あとは個々の青少年育成問題あるいは国体の部分につきましては、社会教育の方でお願いいたします。

社会教育課長 今お尋ねの育成センターの関係ですが、確かに教育支援センターということで学校教育課担当になりまして、社会教育の部分が相談業務等ができなくなっているということです。当然職員が対応はしておったのですが、主任指導員それから一人指導員ということで2人体制でやっておるのですが、ほかの市民会議とかいろいろな事務局も受けている関係で、相談業務というのはなかなか時間がかかると。特に電話を受けますと、非常に長時間やはりそれに対応しなくてはならないということもありまして、この春から育成指導員のところをちょっと割愛しまして、そちらの方のとりあえずどれくらいの需要があるのかわかりませんので、3人体制で、毎日ではないのですが一応3人ぐらいでローテーションを組んで対応していきたいというふうな考えで今取り組んでいるところです。以上です。

議 長 大原運動公園の案内看板。

社会教育課長 大原運動公園の看板ですけれども、確かに大きな大会があるときには、高速道路であったり17号線であったりということで、看板が不足しているということは承知しているのですが、いずれにしましても国道の場合ですと国交省の管轄であったり、あるいは県道の場合は県の方の管轄であったりというようなことで、なかなかほかのものに添加しても許可等が必要になります。そんなこともありまして、それについては地元の方でも一生懸命運動しているようですし、また特に国体に向けた案内看板等設置については計画はないようですけれども、その期間中ある程度やはり案内をしなければならないということは、多少はこれから考えていきたいというふうに思っております。以上です。

腰越 晃君 もう1回。今の答弁とその前の育成指導員のことについてもう1回お伺いします。いわゆる相談業務が新たに増えたと。社会教育の担当の部分ですね。育成指導委員会が担当するという自体にも私は疑問を感じましたけれども、指導員体制を減員し、さらに年間多くない報酬を減らし、そうやってやる。そういう相談体制をつくっていくという、そういう基本的な認識というのが理解できないということで、先ほど質問したつもりです。

やはり必要であれば、それなりの人員体制であり、費用ですね、いわゆる資源を投入すべきであろうと私は考えるわけです。そこら辺のところの考え方をもう1回お聞きしたいと思います。

それと看板についてですが、結論から言えば県は県道については3カ所の看板について、すぐにでも大原運動公園という名称を入れると、そういう方向性を出してくれました。国道は全く目的が違いますのでこれは無理です。ただ、市として、あと4カ月後に国体はあるわけですから。それでインターチェンジの出口から出てくる、全く看板はありません。国道からもありません。そういう状態で、各県からいろいろ練習やそういった合宿等に来られる方に、問題ないだろうと、ちょっとおかしいのではないかと。やはり南魚沼市としては国体が始まるまでの間はきちんと、今、現時点でもすぐに付けてあそこに来られる方がすんなりと国体会場で練習できるようにやってあげるべきではないかと。そのように考えるのですけれども、すぐにやれないのでしょうか。

社会教育課長 育成指導員の相談体制についてですけれども、新たに費用を設けてということですが、やはり指導員さんの定員等についてもいろいろ指導員さんを集めまして、役員会あるいはそういうたびごとに一応相談をさせていただきました。その中で定員等についても非常に大勢いたものですから、定員の見直しをするというのもいい機会ではないかということもいただきました。そういう中でその部分を多少振り向けて相談業務の方にやってみようということでお話をさせていただきました。

その中でやってみないと本当にわからないのですけれども、実際にはもう既に何件か相談を受けている方がおありまして、やはりそれを今まで職員が対応しているということですが、なかなか時間の中で限りがあるということで、とりあえずその部分について3名ほどそういう経験者を、指導員の中からということではなくて、新たにそういう方をお願いをしまして対応していきたいと思っております。

それから看板の方につきましては、いずれにしましてももう少し相談をさせていただきたいと思っていますのでよろしくお願いします。以上です。

市長 看板につきまして、当然ですけれども大会の直前にはいわゆる臨時看板と
いいますか移動されるやつですね、あれは当然出すわけです。入り口がわからなかったなん
てことはしません。ただ、今から、練習に来る皆さんに国体会場だとかということは、これ
はちょっと無理がある。

そして今ないというのは、おっしゃったように17号からですね、あそこが一番。それは
国交省と話をして、今の段階の中ではだけれども、あそこが一大運動公園として整備される
段階になればまた一緒に考えましょうと、こういう話はいただいているわけです。

あとはインターから出たばかりの真っすぐの所に、当時私の所へおいでいただいたのは、
歓迎何とかというのをかけたいと。これは、地元の皆さん方もちょっと一緒になって考えま
せんかという話をしたわけです。ですので、そう議員がおっしゃるほど、全然知らない面を
していたなんてことではないわけなので。今、訪れている皆さん方、訪れようとしている夏
休みに行こうなんていう皆さん方に、すべて国体会場こちらですなんて案内は出ませんけれ
ども、国体の運営に関しては支障のないようにきちんと案内看板も含めて対応しますので、
とりあえずは、そこはひとつきちんとご理解いただきたいと思います。

腰越 晃君 質問の仕方が悪かったのか、答弁としてとらえられなかったのですけれど
も。市として育成指導委員会もしくは育成市民会議、こうしたものをどのように基本的にと
らえているのか。そのところをお聞きしたかったわけです。相談員まで持つのはちょっと
おかしいのではないかと。最初は育成指導委員会で相談員まで出してくれという話だっ
たわけですよね、おかしいのではないかと。やはり育成指導員とはどうあるべきなのか。市
民センターの仕事はこうあってほしいのだと。やはり市の組織のわけですから、きちんと説
明してもらいたいと思うわけです。そのところをお聞きしたい。

それから看板ですけれども、市長、やはり直前に、国体のために来られる方のために看板
を用意する。これは全く当然のことだと思うのですが、やはり今、現にいろいろな大会等が
あったりしながら、また国体予選もあります。そういうところで、1基や2基ぐらいはちゃ
んと市が、国道からあるいはインターからすんなり入れるように、何らかのやはり案内
看板ですか、案内表示をしてあげるべきではないかと思うのです。もう現時点でも。と私は
思うのですがいかがでしょうか。

市長 看板について。ですからさっきから言っておりますように、期間限定的に
こういう大会があるから、例えば国土交通省の国道の敷地部分にこういう看板を立てさせて
くださいというのは通用します。ただ、夏休みになったから看板をここへ置かせてくれとか、
それは通用しないのです。よくひとつご理解いただきたい。何か行事が、大型なイベントが
あって、これはこうです。今、天地人博だってそうですね。歩道のこっち側に出させてもら
っているし・・・あれは個人の土地か。

ですから、そういうことが難しいので大会のときは何とかやりますと。それからこれから

あそこが一大運動公園としてきちんとなっていくときには、国交省も看板を一緒に考えていきましょう。こういうことですので、そういうことをご理解いただきたい。よく気持ちはわかりますけれども、国体と今現在の分はちょっと分けて1回考えてください。よろしくお願いたします。

指導員の方はちょっとわからない。

(「教育長、答弁できますか。お願いします。」の声あり)

市長 意見の食い違いや考え方の違いは指導員の方にもありますので、市は市として、また育成指導員とはどうあるべきか、相談員はどうあるべきか、ということも含めて、もう一度きちんと検討しますので、ひとつよろしくお願いたします。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第59号議案 平成21年度南魚沼市一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

議長 ここで皆さんにちょっとご相談申し上げますけれども、補正予算の水道それから病院、これをどうしても今日中にやっていただきたいということでございますし、これ二つだとも5時を過ぎるような気がします。ここでまた休憩も挟まなければちょっと無理ですので、皆さんのご了解を得たいのですが・・・(「継続」の声あり) 休憩を取らなくていいですか。(「はい」の声あり)

では休憩を取らないでこのまま続行いたします。

議長 日程第25、第60号議案 平成21年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第60号議案について提案理由を申し上げます。収益的収入につきまして、雇用状況の厳しい折から景気対策分として水道料金を1億5,059万円減額。先ほどの条例改正に基づいたものであります。それで収入総額26億2,104万2,000円に定めるものであります。特に詳細説明はございませんし、この説明だけで終わらせていただきますので、よろしくご審議のほどお願申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。第60号議案 平成21年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第26、第61号議案 平成21年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 第61号議案について提案理由を申し上げます。まず収益的収支では、医療事故の和解に伴いその他医療外収益において、収益に36万1,000円。支出では雑損失に同額を補正させていただくものであります。

資本的収支ではへき地医療拠点整備事業の内示がありましたので、県補助金で4,462万5,000円を。支出では医療機器等購入費に同額を補正させていただくものであります。これはすべて大和病院関連であります。余り詳細ありませんけれども、とりあえず大和病院事務長より簡単に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

大和病院事務長 それでは簡単にご説明させていただきます。予算書の4ページ、5ページをお開きください。収益的収入及び支出でございます。歳入は先般臨時会のごときにご報告申し上げましたが、医療事故が1件ございまして、和解金、賠償責任保険金が、これは全額でございますが36万1,000円入ってきたものでございます。それから支出でございますが、和解金等、医療費と和解金でございますが、同額の36万1,000円支払うものでございます。

次の6ページ、7ページをご覧いただきたいと思っております。先ほど市長の方から説明がありましたが、県補助金で、へき地医療拠点病院整備事業補助金で4,462万5,000円。支出の方では医療機器の購入ということで、健友館 検診する所でございますが、あそこの胸部X線の撮影装置及び検診用の胃の撮影装置等々を購入させていただくものでございます。説明は以上でございます。

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第61号議案 平成21年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

議長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

わかりました。異議があるようですので継続していただきます。

議長 日程第27、第62号議案 大月ほたるの里観光施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長 それでは62号議案 大月ほたるの里観光施設の指定管理者の指定について説明を申し上げます。経過等でございます。昨年の12月議会に、それまでのふるさと会館管理組合の指定管理施設として管理運営を大月のほたるの里はやってきましたが、21年3月31日の第一期の指定期間が満了するに当たり、管理組合の皆さん、それから行政区の皆さんと協議をした結果、中核施設であります宿泊施設のふるさと会館と体育館について設置時の役割は終えたのではないかなというようなことで、条例から削除をお願いし、部改正の承認をいただいたところでございます。

そして残る施設、ほたるの園地とふるさと会館の前にあります広場とトイレがあるのですが、これだけ残る予定でございました。ということでこの時点では、商工観光課の直営で管理を行おうということでございましたが、その後地元の有志の皆さん方から、ほたるを飛び交わせるには市の直営では大変だろうと、こういうような申し出がございました。実際そのとおりでございますので、そういうことであれば地元の方で何とかやっていただけますかと、こういうことの話がまとまりまして、私どもの方で残った施設の指定管理者の募集を行いました。その中で任意の皆さん方が大月ほたるの里管理組合を結成いたしまして、指定管理の方に応募をいただきまして、私どもの方で選定会議を経て指定管理者に指定をしたいというように決定をいたしまして、今回お願いするものであります。

なお、ふるさと会館と体育館につきましては、雑誌とそれから通販の会社でございます株

株式会社自由人クラブに8月の1日から有償でお貸しするというので、今のところ協議がほぼ内定をしているというような状況でございます。

それでは内容の方につきまして説明を申し上げます。まず施設の関係でございますが、1番で大月ほたるの里観光施設。それから指定をする団体でございますが、大月ほたるの里管理組合。組合長青木卓三さん。それから指定の期間。今日議決の日からもうほたるがそろっと飛び立ちたいというような準備を始めてございますので、今日の議決をいただきましたら即やらせていただくということで、24年の3月31日までを予定をしたいというような内容でございます。

はぐっていただきまして資料がございます。ほたるの里の事業計画のものでございます。これも前のものとほとんど変わりがございまして、ふるさと会館と体育館を抜いてあと残った所。ほぼ使用料が取れないような施設でございますが、一応条例上は広場を1日1,000円でお貸しするということができますし、駐車場についても1日1台1,000円をいただけるという条例がございますが、この部分はほとんど当てにはできないと思いますので、私どもの方からお支払いする指定管理料の中で管理を行うというような内容になるかと思えます。

それが6ページ、7ページの方に収支の関係を記載してございますし、管理組合の内容についても7ページに記載してございます。簡単でございますが、ご審議いただいてご決定いただきますようによろしくお願いいたします。

議長 質疑を行います。

阿部久夫君 大月のほたるの里、何か6名になったというようなわけでございますが。私たちの地域でもこの時期になりますと、ほたるの里に行ってみたく。ほたるがどうなっているかということでもって、いろいろな方が見に来られます。また、来てどのようなものかと聞く方もいます。たまたまやはり行ったときはいなかったり、ほたるが飛んでいなかったりしてよくわからないときもあるし、たまたま見られるときもあるのだけれども。

6人でこれは大丈夫でしょうか。我々もあれだけの広い場所を管理して、その時期にほたるの里がやはり余り粗末であればかえって逆に、来た観光客の皆さん方にもまた迷惑がかかるのだけれども、ちょっとその点が心配ですがそれについて。

産業振興部長 ご心配のところはごもっともでございますが、一応中身的には上下両集落でございますが、その皆さん方が最低1回は草刈り等々についての協力をいただけるという内容でございます。現実としては水路の中の草取りだとか、それからこれからカワニナを放流するとか、そういうほたるの発生の基本的な部分をやっていただくということで、園地全体については、地域の皆さん方が今までどおり協力いただけるという内容でございます。

阿部久夫君 わかりました。では安心していようと思えますけれども。若干、都会から来られるお客様も、何月から何月までとよくわからない方が大勢いるのです。実際のところ。7月がいいのか6月の時期がいいのか、何日から何日までというこら辺を、もう少しわかりやすいパンフレットというようなものが、作られるのでしょうか。そこら辺ちょっと。

産業振興部長 一応めどはあるのですが、その年の雪消えの具合だとか気温の上がり具合だとか、大体半月ぐらいのずれがございますので、きちんとこれからこの期間というふうには、例えば何月何日から何月何日というのはできませんので。最初はちらほら出てばっに出て、またちらほらで終わるといようなそういうタイプでございますので。できたら私どもの方に電話をいただけるなり何かをして、私どもの方は情報を入れておきますので、そういう中でお客さんを連れ行くなり、お客さんの方にまた逆に言えば紹介いただくといようなかたちでお願いしたいと思えます。

牧野 晶君 正直私がびっくりしているのが1万7,000人来るといことで。どういふふうなお客さんかわからないのですけれども、例えば津南町のひまわりがあるわけですね。あそこは今、駐車場1台につき200円もらったりとか、施設整備費的な考えで、ひまわり協力金みたいな感じで。昔はただだったけれども今はお金をもらってやったりしているわけです。そういうふうな要は来た方からお金をいただくような段取りといのは、何でなかったのかについて、そこのところだけお答えいただければと。

産業振興部長 今までの条例的な部分は指定管理者の部分のときに初めて、結局上がりがないと運営ができないといようなことで設置をしたものですから、昔からこの部分は特になくて、あそこの大月小学校の跡地のわけでしたが、そこをふるさと会館に設置をしたり、それから一部を駐車場にしていましてので料金を取るという発想はやはりなかったものです。それで今の1万7,000すべてがそうだとはいませんが、時期になりますと宿泊をされる皆さん方が、宿が時間帯になると夕食を済ませてからここに連れて来て、30分なり1時間見ていただいてまたお帰りいただくとい、基本的には夜、宿の方から送迎をしなごする分だといこと。

それから極時期になりますと、ほたるまつりといまつりを今までもやっておりましたし、この組合もほたるまつりはやっていたけようできて、そういう中ではまた地元の皆さん方も協力いただいたり、今後は自由人の方も協力しながら参画をするといことで伺っていますので、そういう内容でございます。

だから今後は特に旅館組合の皆さん方がおいでになるわけですので、協力金等々の関係の中できちんとした駐車場料金、例えば1回につき1,000円なり1日間1,000円といのがあるわけですが、これがいただけるかどうかは、検討といるか組合の方とどうするといような話もちょっとさせていただきます。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。第62号議案 大月ほたるの里観光施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第28、第65号議案 字の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 第65号議案をお出しいただきたいと思います。字の変更についてご説明を申し上げます。7ページをお開きください。第65号議案資料にありますように、県営区画整理のほ場整備「担い手育成型」事業が新潟県を事業主体に塩沢北部地区で行われ、換地処分がこの7月に予定されております。

区域につきましては8ページをご覧くださいと思います。本事業施行により区域内の字を変更し整理をしたいとするものであります。3ページから6ページに変更調書が添付されておりますが、それぞれ変更前から変更後に記載のように変更したい旨、市長あて新潟県知事から変更申請があったところでございます。

施行につきましては、換地処分の報告のあった日の翌日からとしたいものであります。地方自治法260条第1項の規定により、議会の議決を経てこれを定めることになっておりますので、議決をいただきますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第65号議案 字の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。次の本会議は6月15日午前9時30分、当議事堂で開きますのでよろしくお願い申し上げます。ご苦労さまでした。お疲れさまでした。

(午後4時46分)